

## 既存の対日直接投資促進施策の実施状況調査（結果）

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
1 地域を拠点とした経済成長と生活の質の向上						
No. 1	○国及びジェトロは、地方自治体と協力するとともに、民間の融資機関、助言機関等とのネットワークや金融、営業・マーケティング等に関する民間出身者の知見を活用することにより、外国企業、既進出外資系企業、地域のニーズ・要望の把握に努め、産業クラスター計画、中小企業関連施策と連携し、特区・地域再生の取組も踏まえ、企業発掘から企業設立、事業拡大までをシームレスに繋ぐための支援を行う。	内閣官房、経済産業省、ジェトロ	<p>（内閣官房） 平成18年度以降、構造改革特区の規制の特例措置に関する提案受付（5回）、地域再生の支援措置に関する提案受付（3回）、全国規模での規制改革の要望受付（5回）、構造改革特別区域計画の認定（7回）・地域再生計画の認定（8回）を通じ、地域の対日投資促進への取組を支援している。</p> <p>（経済産業省、ジェトロ） ・外国企業の案件発掘から対日進出後のアフターケアまでのシームレスな連携を実行するために、平成17年度より「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）を実施。平成19年度は17地域に対して年度採択枠での支援を決定した。その結果、平成17年4月から平成20年9月末までに約550社を招へいし、約110社の立上げ支援を実施した。 ・平成20年度「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）では、9月に「2008分析展」（千葉県市）に外国企業出展ゾーンを設け、対日投資に関心のある外国企業の出展支援を行った。また、自治体等と連携して、地元企業と出展外国企業とのマッチングを実施した。 ・地方自治体との協力の下、平成19年1月に名古屋で開催した「地方対日投資会議2007～グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・シンポジウム～」(「グレーター・ナゴヤ クラスタフォーラム2007」と併催)において、「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）を活用して外国企業を誘致招へいし、本フォーラムへ出展している国内企業、来場者とのビジネス交流を実施した。 ・平成19年9月には、神戸市・大阪市において開催された「第9回世界華商大会」を活用し、双方事業インベスト・ジャパン（内閣府）及びビジット・ジャパン・キャンペーン（近畿運輸</p>	<p>（内閣官房） 対日投資の促進に向け、引き続き特区・地域再生を推進。</p> <p>（経済産業省、ジェトロ） ・平成20年度「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）では、今後、国内5展示会（※）において、外国企業出展ゾーンを設け、対日投資に関心のある外国企業の出展支援を行う予定。 ※①エコテクノ2008&lt;10月、北九州市&gt;、②環境にやさしい「クルマ」の技術産業展&lt;11月、名古屋市&gt;、③ビジネスEXPO第22回北海道技術・ビジネス交流会&lt;11月、札幌市&gt;、④第11回産業交流展2008&lt;11月、東京&gt;、⑤セミコン・ジャパン&lt;12月、千葉市&gt; ・引き続き、既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを実施予定（平成20年10月）。 ・引き続き左記の「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）を軸に、「特区・地域再生計画」（内閣官房）、総務省が実施している「頑張る地方応援プログラム」及び「企業立地促進法」、産業クラスター計画や中小企業関連施策等の関係施策との連携による支援を図っていく。 ・引き続き、ジェトロが地域産業の海外産業との交流を支援するために実施する地域間交流支援事業（RIT事業）を活用し、海外クラスターとの連携を強化していく。 ・本年10月には、大企業とのマッチング商談会、フォーラムを開催し、常設マッチングシステム（情報家電ビジネスパートナー）の情報発信を実施する。</p>	<p>（内閣官房） 平成20年10月1日以降、構造改革特区の規制の特例措置に関する提案受付（7回）、地域再生の支援措置に関する提案受付（3回）、全国規模での規制改革の要望受付（5回）、構造改革特別区域計画の認定（9回）・地域再生計画の認定（9回）を通じ、地域の対日投資促進への取組を支援している。</p> <p>（経済産業省、ジェトロ） ・外国企業の対日進出をシームレスに支援するために、引き続きジェトロに対日投資支援のワンストップセンターである対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）を東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡に設置、平成20年10月から平成23年10月末までに336社の誘致に成功した（平成15年度からの累計誘致成功数は939社）。 ・「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）で地方自治体等と協力して、以下の国内14展示会において、外国企業出展ゾーンを設け、対日投資に関心のある外国企業と国内企業のマッチングを支援した。参加海外企業数は計284社。 ◆平成20年度（10月以降） ①エコテクノ2008&lt;10月、北九州市&gt;、②環境にやさしい「クルマ」の技術産業展&lt;11月、名古屋市&gt;、③ビジネスEXPO第22回北海道技術・ビジネス交流会&lt;11月、札幌市&gt;、④第11回産業交流展2008&lt;11月、東京&gt;、⑤セミコン・ジャパン&lt;12月、千葉市&gt; ◆平成21年度⑥2009分析展&lt;9月、千葉市&gt;、⑦N-EXPO/KANSAI'09&lt;9月、大阪市&gt;、⑧メカトロテックジャパン2009&lt;10月、名古屋市&gt;、⑨Green Device 2009&lt;10月、横浜市&gt; ◆平成22年度 ⑩とやまテクノフェア2010&lt;8月、富山市&gt;、⑪N-EXPO/KANSAI'10&lt;9月、大阪市&gt;、⑫エコテクノ2010&lt;10月、北九州市&gt;、⑬Green Device 2009&lt;11月、千葉市&gt;、⑭HOSPEX Japan 2010&lt;11月、東京&gt; ・「外国企業誘致地域支援事業」で外国企業計96社を個別に招へいした。 ・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成20年10月、平成21年3月および8月に実施。また、地域への個別二次投資案件を自治体等に紹介し、共同で誘致を実施。 ・日本国内におけるグローバル企業の高付加価値拠点（研究開発拠点、アジア本社）の誘致に向け、平成22年度より「アジア拠点化立地推進事業」を実施。平成23年2月～3月に高付加価値拠点立地に係る費用の一部を補助する「アジア拠点化立地推進事業費補助金」の公募を行い、5件を採択した。平成23年度は、8月～10月に補助金の公募を行い、採択準備中。 ・平成22年度より「高付加価値型グローバル企業発掘・誘致事業」（経済産業省による民間企業委託）を実施しており、対</p>	<p>（内閣官房） 対日投資の促進に向け、引き続き特区・地域再生を推進。</p> <p>（経済産業省、ジェトロ） ・平成23年度「アジア拠点化立地推進事業費補助金」の採択を行う。 ・平成24年度以降も、立地補助金やアジア拠点化税制等を活用したグローバル企業の高付加価値拠点の呼び込みを行うことにより、海外から新たな技術・人材等が我が国にもたらされ、新事業の創出や雇用の増大も期待される。</p> <p>（ジェトロ） ・ジェトロ第三期中期目標期間（平成23年度～26年度）においては、シームレスな支援を行う機能を維持しつつ、アジア拠点化・研究開発拠点化に資する案件や雇用効果の高い案件、日本の産業基盤を強化する案件など経済波及効果の高い案件の誘致に重点的に取り組むほか、地域の経済発展に資する案件についても注力していくこととしており、このような重点案件に対する支援企業数を年平均600社以上とすることを目標としている。 このような活動を継続的に行っていくことにより、2020年までの期間に重点分野における外国企業の投資を着実に増加させる。</p>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>局) 事業の一環として日本・関西の魅力を発信し、海外からの対日投資及び観光需要の更なる拡大を図る双方事業「インベストジャパン/ビジットジャパンキャンペーン共同シンポジウム」を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成19年10月、平成20年2月及び6月に実施。</li> <li>・産業クラスター計画との連携に関しては、ジェトロが地域産業の海外産業との交流を支援するために実施する地域間交流支援事業（RIT事業）において、クラスター計画の関係者を事業採択の際にオブザーバとして参加させる等の連携を行っている。なお、平成19年度のRIT事業においては、クラスター計画の核をなす推進組織及び拠点組織が、全20件のうち約半数程度採択された。</li> <li>・産業クラスター計画のプロジェクトの一つである「関西フロントランナープロジェクト」において、平成18年6月、外資系企業等が情報家電分野に関する技術・アイデアを関西の主要な情報家電関連企業に提案するための常設マッチングシステム（情報家電ビジネスパートナー）を構築（国内窓口10、海外窓口10）。</li> <li>・医療・福祉、IT、自動車業界に精通している民間出身のアドバイザーの知見を活用し、外資系企業に対して再投資・二次投資を促すためのコンサルティングを実施した。</li> </ul>		<p>日投資意欲が高いと見込まれる企業を発掘するとともに、対日投資計画立案の具体化のための専門的アドバイス等支援を行っている。</p>	
No. 2	<p>○地域の中小企業等を含む民間機関等が取り組む地域資源を活用した新事業の具体化を支援する観点から、ジェトロによる外国も含めた幅広い情報交流のネットワークを構築することにより、外国企業のノウハウも活用しつつ、一層の地域活性化を図る。</p>	経済産業省、ジェトロ	<p>（経済産業省、ジェトロ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国企業の案件発掘から対日進出後のアフターケアまでのシームレスな連携を実行するために、平成17年度より「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）を実施。平成19年度は17地域に対して年度採択枠での支援を決定した。その結果、平成17年4月から平成20年9月末までに約550社を招へいし、約110社の立上げ支援を実施した。（再掲）</li> <li>・平成20年度「外国企業誘致</li> </ul>	<p>（経済産業省、ジェトロ）</p> <p>引き続き、「外国企業誘致地域支援事業」を軸に、関係施策と連携し、外国企業のノウハウを活用しつつ、一層の地域活性化を図る。</p>	<p>（経済産業省、ジェトロ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国企業の対日進出をシームレスに支援するために、引き続きジェトロに対日投資支援のワンストップセンターである対日投資・ビジネスサポートセンター（IBSC）を東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、福岡に設置、平成20年10月から平成23年10月末までに336社の誘致に成功した（平成15年度からの累計誘致成功数は939社）。（再掲）</li> <li>・「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）で地方自治体等と協力して、以下の国内14展示会において、外国企業出展ゾーンを設け、対日投資に関心のある外国企業と国内企業のマッチングを支援した。参加海外企業数は計284社。</li> <li>◆平成20年度（10月以降）</li> <li>①エコテクノ2008&lt;10月、北九州市&gt;、②環境にやさしい「クルマ」の技術産業展&lt;11月、名古屋市&gt;、③ビジネスEXPO</li> </ul>	<p>（経済産業省、ジェトロ）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、グローバル企業の高付加価値拠点の呼び込みを行い、グローバル企業と地域の中小企業等との提携が促進されることで、一層の地域の活性化を図る。</li> </ul>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>地域支援事業」（ジェトロ委託）では、9月に「2008分析展」（千葉市）に外国企業出展ゾーンを設け、対日投資に関心のある外国企業の出展支援を行った。また、自治体等と連携して、地元企業と出展外国企業とのマッチングを実施した。（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体との協力の下、平成19年1月に名古屋で開催した「地方対日投資会議2007～グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・シンポジウム～」（「グレーター・ナゴヤ クラスタフォーラム2007」と併催）において、「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）を活用して外国企業を誘致招へいし、本フォーラムへ出展している国内企業、来場者とのビジネス交流を実施した。（再掲）</li> <li>・平成19年9月には、神戸市・大阪市において開催された「第9回世界華商大会」を活用し、双方事業インベスト・ジャパン（内閣府）及びビジット・ジャパン・キャンペーン（近畿運輸局）事業の一環として日本・関西の魅力を発信し、海外からの対日投資及び観光需要の更なる拡大を図る双方事業「インベストジャパン／ビジットジャパンキャンペーン共同シンポジウム」を実施した。（再掲）</li> <li>・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成19年10月、平成20年2月及び6月に実施。（再掲）</li> <li>・産業クラスター計画との連携を強化した地域間交流支援事業（RIT事業）を平成19年度から実施しており、同事業においては、産業クラスター計画の関係者を事業採択の際にオブザーバとして参加させる等、産業クラスター計画との連携による情報交流ネットワークの構築強化を図った。</li> </ul>		<p>第22回北海道技術・ビジネス交流会＜11月、札幌市＞、④第11回産業交流展2008＜11月、東京＞、⑤セミコン・ジャパン＜12月、千葉市＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆平成21年度</li> <li>⑥2009分析展＜9月、千葉市＞、⑦N-EXPO /KANSAI' 09＜9月、大阪市＞、⑧メカトロテックジャパン2009＜10月、名古屋市＞、⑨Green Device 2009＜10月、横浜市＞</li> <li>◆平成22年度</li> <li>⑩とやまテクノフェア2010＜8月、富山市＞、⑪N-EXPO /KANSAI' 10＜9月、大阪市＞、⑫エコテクノ2010＜10月、北九州市＞、⑬Green Device 2009＜11月、千葉市＞、⑭HOSPEX Japan 2010＜11月、東京＞（再掲）</li> <li>・「外国企業誘致地域支援事業」で外国企業計96社を個別に招へいした。（再掲）</li> <li>・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成20年10月、平成21年3月および8月に実施。また、地域への個別二次投資案件を自治体等に紹介し、共同で誘致を実施。（再掲）</li> <li>・日本国内におけるグローバル企業の高付加価値拠点（研究開発拠点、アジア本社）の誘致に向け、平成22年度より「アジア拠点化立地推進事業」を実施。平成23年2月～3月に高付加価値拠点立地に係る費用の一部を補助する「アジア拠点化立地推進事業費補助金」の公募を行い、5件を採択した。平成23年度は、8月～10月に補助金の公募を行い、採択準備中。（再掲）</li> <li>・平成22年度より「高付加価値型グローバル企業発掘・誘致事業」（経済産業省による民間企業委託）を実施しており、対日投資意欲が高いと見込まれる企業を発掘するとともに、対日投資計画立案の具体化のための専門的アドバイス等支援を行っている。（再掲）</li> </ul>	
No. 3	○地域の投資関連情報（地域の産業集積、専門人材、企業、インフラ等の情報）を整備し、投資家が欲する内容に合わせ、情報をより充実させていく投	経済産業省、ジェトロ	（経済産業省、ジェトロ）	（経済産業省、ジェトロ）	（経済産業省、ジェトロ）	（経済産業省）
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成18年10月よりジェトロのウェブサイト上で、地域進出支援ナビを立ち上げ、賛同・協力している各地方自治体の誘致を推進する産業とその産業や研究機関の集積、地域のイン</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の利便性向上につながる改善に引き続き努めていく。「地域進出支援ナビ」について、デザイン変更を行うほか、英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語でも基本</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ジェトロのウェブサイト上に引き続き「地域進出支援ナビ」を設置、各地方自治体の誘致を推進する産業とその産業や研究機関の集積、地域のインフラやインセンティブの魅力、投資エキスパート人材情報、既進出外国企業情報等を提供している。平成20年12月に英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語でサイトを開設（平成23</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成23年度に「対内直接投資環境情報発信等推進事業」を実施し、海外で開催されるカンファレンスや展示会等への共同出展を通じ、震災後の地域を含む我が国のビジネス環境に関する正確な情報発信を行うとともに、我が国への外国企業誘致を促進する。</li> </ul>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	<p>資家志向のウェブサイト構築する。効率的かつ効果的な情報発信を実現するため、意欲のある自治体においては、首長のリーダーシップと連携の下で、広域連携で実施する。</p>		<p>フラやインセンティブの魅力、投資エキスパート人材情報、既進出外国企業情報を提供している。 ・平成19年度は、地域進出支援ナビ上に自治体誘致担当者や産業分野のエキスパートを投資関連情報の総合案内役「投資情報コンシェルジュ」として顔写真入りで登録し、外国企業からの質問を一元的に受け付け回答する体制を築いた。また、自治体への質問をまとめたFAQも構築した。さらに、「パートナー候補企業情報」を提供するコーナーも加えた。</p>	<p>情報サイトを平成20年12月に開設する予定。 ・平成20年度中に、「外国企業誘致地域支援事業」（ジェットロ委託）により、海外で開催される展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援する（※）。 ※①バイオテクニカ2008&lt;ドイツ、10月、関西バイオブリッジ&gt;、②第23回国際電子部品・コンポーネント・システム・アプリケーション専門見本市&lt;ドイツ、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ&gt;、③International Fancy Food and Confection Show NAAFT Winter 2009&lt;米国、1月、埼玉・静岡グループ&gt;</p>	<p>年度より英日のみ)。また、利用者の利便性を高める措置として、平成23年度よりデータ比較機能等を追加した。 ・「外国企業誘致地域支援事業」（ジェットロ委託）により、海外で開催される以下の8展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援した。 ◆平成20年度 ①バイオテクニカ2008&lt;ドイツ、10月、近畿地方&gt;、②Electronica 2008&lt;ドイツ、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ (GNI)&gt;、③International Fancy Food and Confection Show NAAFT Winter 2009&lt;米国、1月、埼玉・静岡&gt; ◆平成21年度 ④Productronica 2009&lt;ドイツ、11月、岩手・宮城地域&gt;、⑤International Fancy Food and Confection Show&lt;米国、1月、埼玉・静岡&gt;、⑥AGRITECHNICA 2009&lt;ドイツ、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ (GNI)&gt;、⑦MEDICA 2009&lt;ドイツ、11月、関西広域連携&gt;、⑧GLOBE 2010 (カナダ、3月、北部九州) ・平成22年度は、「広域連携地域支援事業」（民間企業委託）により、海外で開催される展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援した（※）。 ※①中国国際工業博覧会2010&lt;中国（上海）、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会&gt;、②Bio Europe 2010&lt;ドイツ、11月、関西広域連携体&gt;、③The 36th Winter Fancy Food Show(2011)&lt;米国、1月、首都圏フード・イニシアティブ&gt;</p>	<p>（ジェットロ） ・ジェットロのウェブサイト内で各地方自治体の投資環境を紹介するページを引き続き運営することにより、地域への外資誘致の実現に寄与する。</p>
No. 4	<p>○国際競争力のある研究・教育拠点を整備するため、世界トップクラスの研究教育拠点を目指す組織に対する競争原理の下での重点投資の一層強力な推進等の取組を通じて、世界トップクラスとして位置付けられる研究拠点の30拠点程度の形成を目指す。</p>	内閣府、文部科学省	<p>（内閣府） 「第3期科学技術基本計画」「イノベーション創出総合戦略」等を踏まえ、世界トップレベルの研究拠点づくりの基本的な考え方を、平成18年12月の総合科学技術会議において有識者議員から報告した。（「世界トップレベルの研究拠点づくりについて」） また、優秀な人材の国際的好循環の促進、国際的に魅力ある研究環境基盤の整備等、我が国の大学における研究の国際競争力を高める方策について、平成19年11月の総合科学技術会議において有識者議員から報告した。（「大学・大学院の研究システム改革～研究に関する国際競争力を高めるために～」）</p>	<p>（内閣府） 「世界トップレベル国際研究拠点形成プログラム」については、平成19年度に文部科学省において5拠点を決定し、プログラムが開始しているところである。今後、総合科学技術会議としても引き続きフォローアップする。</p>	<p>（内閣府） ・平成23年8月に閣議決定した「第4期科学技術基本計画」において、「国は、世界第一線の研究者の集積、迅速な意志決定、独自の人事及び給与体系、全ての職務における英語使用、卓越した融合研究領域の開拓によって、優れた研究環境と高い研究水準を維持する世界トップレベルの拠点の形成を促進する。」こととしている。 ・平成23年10月に策定した「平成24年度科学技術重点施策アクションプラン」の対象施策の一つに「世界トップレベル国際研究拠点形成プログラム」を設定し、施策を充実するための予算の重点化を支援することとしている。</p>	<p>（文部科学省） ・「グローバルCOEプログラム」において、平成19年度に採択した63拠点への支援は平成23年度を持って終了するが、平成24年度においても平成20～21年度に採択した計77拠点への確実な支援を行うべく、概算要求を行っているところ（平成24年度概算要求131億円）。 ・平成24年度概算要求において、既存拠点においてグローバル人材を育成するための経費等及び、新たな戦略的展開として、国際的に先鋭な領域に焦点を絞った取組</p>
			<p>（文部科学省） ・平成14年度より実施している「21世紀COEプログラム」（平成20年度予算額39億円）において、第三者評価に基づく競争原理により、国公私立大学を通じて、世界的な研究教育拠点の形成を重点的に支援している。また、平成19年度から新たに「グローバルCOEプログラム」</p>	<p>（文部科学省） ・「21世紀COEプログラム」（平成20年度予算額39億円）において、平成16年度採択拠点に対して継続支援を行う。また、「グローバルCOEプログラム」（平成21年度概算要求額345億円（20年度予算額340億円）において、平成19年度採択拠点に対して継続支援を行うとともに、新たに68</p>	<p>（文部科学省） ・「グローバルCOEプログラム」において、平成19年度に採択した63拠点、平成20年度に採択した68拠点に加え、新たに平成21年度に9拠点を採択し、国際的に卓越した教育研究拠点を形成する取組の重点的な支援を実施している（平成23年度予算額237億円）。 ・既採択5拠点到平成22年度に新たに採択した1拠点を加えた6拠点が国際的に卓越した拠点となるよう引き続き支援している。各拠点は、著名な有識者委員会等による丁寧な進捗</p>	

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>（平成20年度予算額340億円）を実施し、「21世紀COEプログラム」の成果を踏まえ、国際的に卓越した教育研究拠点の形成のため、平成19年度に63拠点、平成20年度に68拠点採択しより重点的な支援を実施している。</p> <p>・また、平成19年度に「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPIプログラム）」を開始し、公募により5件を採択した。</p>	<p>拠点を採択し支援を行う。</p> <p>・平成20年度は、「世界トップレベル研究拠点プログラム（WPIプログラム）」（平成21年度概算要求額71億円）として、活動を開始している既採択5拠点の拠点づくりの活動を本格化させる。</p> <p>引き続き、これらのプログラムを通じ、国際的に卓越した拠点の形成を支援していく。</p>	<p>把握と専門的助言・指導を通じ、着実な目標達成と毎年の改善に繋げることに成功しており、拠点の立ち上げ期を無事に終え、これから発展期を迎える。</p>	<p>を加えることを要求。これらの措置により「国際基準で世界と戦う、世界と見える部分」を倍増させ、日本ブランドの再構築、世界に開かれた復興を目指す。高い研究水準と国際基準の運営と研究環境を持つ世界から「見える」拠点の構築により、優秀な外国人研究者が日本に集い、我が国がグローバルな人材の流動の「環」の中に位置付けられる効果が期待される。</p>
No.5	<p>○「地域再生基本方針」に基づき、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を促進するための環境整備を行い、地域再生を図る。</p>	<p>内閣府、文部科学省、関係省庁</p>	<p>（内閣官房） 地域再生を推進するための支援措置を活用した地域再生計画を、これまでに1,063件認定。</p> <p>（文部科学省） 平成20年10月1日現在、計80名の産学官連携コーディネーターを各大学等に配置。大学等から産業界、地域社会への知識・研究成果等の橋渡しを実施。</p>	<p>（内閣官房） 今後も、「地域再生基本方針」に基づき、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を促進するための環境整備を行い、地域再生を図る。</p> <p>（文部科学省） 引き続き、平成20年度から開始した「産学官連携戦略展開事業（コーディネートプログラム）」において、産学官連携コーディネーターを大学等に配置する。</p>	<p>（内閣官房） 地域再生を推進するための支援措置を活用した地域再生計画を、454件認定（累計1,517件）。</p> <p>（文部科学省） ・平成22年度より、「大学等産学官連携自立化促進プログラム【コーディネーター支援型】」を開始（これまでの「産学官連携戦略展開事業（コーディネートプログラム）」を補助金化）し、大学等の持続可能な産学官連携の体制構築を進めている。また、同じく平成22年度より、大学等のコーディネーターに限らず、産業界や自治体に所属するコーディネーターのネットワーク構築を目的とした委託事業を開始し、全国的なネットワーク構築及び各地域間の連携強化を図っている。</p>	<p>（内閣官房） 今後も、「地域再生基本方針」に基づき、地域の創意工夫を凝らした自主的かつ自立的な取組を促進するための環境整備を行い、地域再生を図る。</p> <p>（文部科学省） ・産学官連携コーディネーター等の研究支援人材の育成・確保を推進することにより、イノベーションの創出に向けて大学等の研究開発の体制を強化し、研究成果への投資リスク軽減に貢献する。</p>
No.6	<p>○外交ルート及びジェトロを活用しつつ、政府間及び民間での国際交流を進め、国内の産業クラスターと海外の産業クラスターとの連携を図る。さらに、事業提携、共同研究開発、投資交流等に関する協力を目指す。</p>	<p>外務省、経済産業省、ジェトロ</p>	<p>（経済産業省） ・フランスとの間で、両国クラスターにおけるコンタクト先の交換や、バイオ・ナノ分野の専門家を含むミッションの相互派遣を実施した。（日本側ミッションの仏訪問：平成18年3月、仏側ミッションの日本訪問：平成18年5月） ・平成18年9月末、関西地域のバイオクラスターを振興する産官学のメンバーで組織した関西バイオミッションが、欧州最大のバイオ集積地であるケンブリッジを訪問し、活発な交流を行った。 ・平成18年9月にロンドン、11月にシンガポール、サンフランシスコで対日投資シンポジウムを開催。平成19年には、6月に韓国 京畿道、10月にワシントン D.C.、マイアミ、11月にデュッセルドルフで対日投資シンポジウムを開催した。 ・平成18年10月、「日米投資イニシアティブ」の一環として、「日米投資促進セミナー」を仙台、横浜で、平成19年9月に「日米投資交流セミナー」を大阪で開催した。</p>	<p>（経済産業省） ・平成20年10月に、静岡で日米投資促進セミナーを開催予定（場所未定）。 ・平成20年10月にシカゴ、11月にロンドン、12月にパリで対日投資シンポジウムを開催する予定。 ・平成20年12月の全国クラスターシンポジウム及びテクノフェアにおいて、引き続き海外のクラスター組織に対する情報提供を行う。今年度は、初めて欧州委員会と日 EU 地域クラスターフォーラムを同時並行的に開催し、クラスター間の連携を強化する。また、個別にクラスター間のマッチング商談会を実施する。 ・平成20年度中に、「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）により、海外で開催される展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援する（※）。 ※①バイオテクニカ 2008&lt;ドイツ、10月、関西バイオブリッジ&gt;、②第23回国際電子部品・コンポーネント・システム・アプリケーション専門見本市&lt;ドイツ、11月、グレーター・ナゴヤ・イ</p>	<p>（経済産業省） ・平成22年度は、「広域連携地域支援事業」（民間企業委託）により、海外で開催される展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援した（※）。 ※①中国国際工業博覧会 2010&lt;中国（上海）、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会&gt;、②Bio Europe 2010&lt;ドイツ、11月、関西広域連携体&gt;、③The 36th Winter Fancy Food Show(2011)&lt;米国、1月、首都圏フード・イニシアティブ&gt; （再掲）</p>	<p>（経済産業省） ・平成23年度に「対内直接投資環境情報発信等推進事業」を実施し、海外で開催されるカンファレンスや展示会等への共同出展を通じ、震災後の地域を含む我が国のビジネス環境に関する正確な情報発信を行うとともに、我が国への外国企業誘致を促進する。 （再掲）</p>



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<ul style="list-style-type: none"> <li>「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）の一環として、国内外の産業クラスターの連携を図りつつ、外国企業の誘致活動を実施することとし、平成19年1月に名古屋で「東海地域クラスターフォーラム&amp;GNI 外国企業招へい事業合同イベント」を実施した。</li> <li>平成20年7月、「2008年日米投資イニシアティブ報告書」を公表した。</li> <li>平成19年11月に文部科学省の知的クラスター創成事業（第Ⅰ期）と連携して東京で開催した全国クラスターフォーラム及び先端テクノフェアにおいて、海外のクラスター組織に対する情報提供を行った。</li> </ul>	<p>ニシアティブ&gt;、③ International Fancy Food and Confection Show NAAFT Winter 2009&lt;米国、1月、埼玉・静岡グループ&gt;（再掲）</p>		
No.7	<p>○「ビジット・ジャパン・キャンペーン」等の着実な実施により、「2010年までに1,000万人の訪日外国人誘致」を実現し、「世界に開かれた観光大国」を目指す。</p>	国土交通省 外務省	<p>（国土交通省） 日本を訪れる外国人旅行者数を2010年までに1,000万人とするという目標を達成するため、日本の観光魅力を海外に発信するとともに、日本への魅力的な旅行商品の造成等を促進するビジット・ジャパン・キャンペーンを官民一体で実施。</p>	<p>（国土交通省） 平成20年度は訪日旅行者の満足度を高めリピーターを促進すべく、国際観光振興の更なる展開を図るため、「ビジット・ジャパン・アップグレード・プロジェクト」として、我が国の魅力の一層の理解の促進等に取り組むほか、ICカードの共通化・相互利用化などの旅行者の利便性の増進を図る。あわせて、国際会議の開催・誘致を推進する。 なお、平成20年10月に観光庁を発足し、関係省庁や民間企業等と連携してビジット・ジャパン・キャンペーン等を強力に推進するための体制の強化を図った。</p>	<p>（国土交通省） ・ビジット・ジャパン事業を開始した平成15年以降、着実に訪日旅行者数は拡大してきたものの、20年のリーマンショックに端を発した世界的な景気低迷、22年の尖閣諸島沖中国漁船衝突事故に伴う中国人訪日旅行者数の減少等、マクロ経済・外交関係等の外的要因の影響もあり、平成22年までに1,000万人との目標達成はならなかった。ただし、平成21年（679万人：対前年比18.7%減）の落ち込みから急激な回復を見せ、平成22年の訪日外国人旅行者数は過去最高の861万人（対前年比26.8%増）を記録した。 ・MICE（Meeting, Incentive, Convention, Exhibition/Event）誘致・開催に向けた海外プロモーション、誘致活動支援等について、自治体、民間事業者と連携して取り組んでおり、平成21年の国際会議開催件数は538件を記録した。</p> <p>（外務省） 「観光立国の推進」を経済外交の柱の一つに位置づけ、観光庁と緊密に連携しながら、在外公館を通じた我が国の魅力の発信など、訪日観光客の誘致に向け取り組んでいる。</p>	<p>（国土交通省） ・訪日外国人旅行者数について、将来的に3,000万人を目指すことを視野に入れつつ、これまでのビジット・ジャパン事業におけるプロモーションの高度化を図る。 ・国際会議の開催件数を平成23年までに対平成17年比で5割以上増やすとともに、アジアにおける最大の開催国を目指す。さらに、国際会議、展示会を始めとしたMICE全般について、一層のプロモーション・誘致活動の強化を進めていく。</p> <p>（外務省） 今後も引き続き、観光庁と緊密に連携しながら、在外公館を通じた我が国の魅力の発信など、訪日観光客の誘致に向け取り組んでいく予定。</p>
No.8	<p>○対日直接投資促進自治体フォーラム等の地域からの提案を踏まえ、地域の積極的な関与を前提に、対日投資関連の規制特例等をパッケージで実現するなど対日投資促進に向けて特区制度を推進する。</p>	内閣官房	<p>（内閣官房） ・「構造改革特区の第9次提案等に対する政府の対応方針（平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定）」において、対日直接投資促進自治体フォーラム等の地域からの提案に関連するものを含め、高度人材に対する入国審査手続き等、対日投資促進に資する所要の対応を決定。 ・構造改革特区制度の見直しの中で、規制改革を一層推進するため、評価・調査委員会を設けるとともに、地域の創意工夫を高める取組を強化した改正法を19年3月に施行。</p>	<p>（内閣官房） 引き続き、対日直接投資促進自治体フォーラム等からの提案を踏まえ、対日投資関連の規制特例等の実現など特区制度を推進する。</p>	<p>（内閣官房） ・「構造改革特区の第15次提案等に対する政府の対応方針（平成21年11月12日構造改革特別区域推進本部決定）」において、対日直接投資促進自治体フォーラム等の地域からの提案に関連するものを含め、在留期間の伸長による対日投資促進に資する所要の対応を決定。 ・規制改革を一層推進するため、改正法を次期通常国会に提出予定。</p>	<p>（内閣官房） 引き続き、対日直接投資促進自治体フォーラム等からの提案を踏まえ、対日投資関連の規制特例等の実現など特区制度を推進する。</p>
No.9	<p>○既進出外資系企業の再投資・二次投資を</p>	ジェトロ	<p>（ジェトロ） ・医療・福祉、IT、自動車業界</p>	<p>（ジェトロ） 外資系企業の対日ビジネス拡大</p>	<p>（ジェトロ） ・医療・福祉、IT、自動車、環境、小売・外食サービス、ア</p>	<p>（ジェトロ） 外資系企業のビジネス拡大により地域経済への波及効</p>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	通じて、地域へのさらなる進出を促し、地域経済活性化を図る。（新規）		に精通している民間出身のアドバイザーの知見を活用し、外資系企業に対して再投資・二次投資を促すためのコンサルティングおよび案件の発掘を実施中。 ・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成19年10月、平成20年2月および6月に実施。	により地域経済への波及効果が期待できることから、引き続き、再投資・二次投資を促す活動を強化する。	パレル等、外国企業の関心が高い業界に精通した民間出身のアドバイザーの知見を活用し、外資系企業に対して再投資・二次投資を促すためのコンサルティングおよび案件の発掘を実施中 ・既進出外資企業が今後の日本での事業拡大計画を自治体の企業誘致担当者に説明するワークショップを平成20年10月、平成21年3月および8月に実施。また、地域への個別二次投資案件を自治体等に紹介し、共同で誘致を実施。（再掲） ・アジア拠点化立地推進事業費補助金を活用し、既進出外資系企業の再投資・二次投資等を推進。	果が期待できることから、引き続き、再投資・二次投資を促す活動を強化する
2 世界との競争に打ち勝つ投資環境の整備等						
A 企業の事業環境整備等						
A-1) 企業が経営資源を有効に活用できるように、合併・買収をはじめとする組織再編や組織形態の柔軟化を推進するとともに、人材確保、人流・物流の円滑化、円滑な資金の移動及び技術等のインフラ整備等、横断的な事業環境を整備する。						
①（組織再編・組織形態の柔軟化）						
No. 10	○会社法の「合併等対価の柔軟化」に係る部分を平成19年夏までに着実に実施するとともに、関連する税制措置については、実施までの間に、課税の適正・公平及び租税回避防止の観点も十分に踏まえ検討し、結論を得る。また、組織再編が円滑に実施できるよう関連する法制度について必要に応じて検討を行う。	法務省、財務省、（経済産業省）、関係府省庁	（法務省、経済産業省） 会社法の「合併等対価の柔軟化」に関する規定が平成19年5月1日に施行された。また、これに併せ、合併等に係る消滅会社等の事前開示義務を拡充するため、会社法施行規則の一部を改正した。 なお、合併等の対価に外国会社の株式（譲渡につき制限のないもの）を用いる場合にも、日本国内の会社の株式を用いる場合と同様の決議要件が適用される。	-	-	-
			（財務省・経済産業省） 平成19年5月1日以後可能となったいわゆる三角合併等について課税繰延べを認めるなどの措置を講じた。	-	-	-
No. 11	○ 合同会社（LLC）制度や有限責任事業組合（LLP）制度の活用状況について実態を把握する。	経済産業省	（経済産業省） LLPの登記の状況やLLPの活用状況について、調査を行い、平成20年5月に公表した。	（経済産業省） 平成20年度末の調査結果がまとまり次第、公表する予定。	（経済産業省） LLPの登記の状況やLLPの活用状況について、調査を行い、平成23年4月に公表した	（経済産業省） LLPは十分活用されているものと考えているが、今後とも、LLPの登記の状況やLLPの活用状況について、調査を行い実態を把握する。（平成22年12月現在、延べ設立数4552件）。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
No. 12	○市場監督機関は、コーポレート・ガバナンスの監視・裁定のため、公開買付規制及び大量保有報告制度の見直し、四半期報告制度の導入並びに財務諸表等に係る内部統制の強化等、上場企業における情報開示の充実等を通じて、企業の透明性、信頼性の向上に努める。	金融庁	（金融庁） ・証券取引法の一部を改正する法律のうち、公開買付制度等及び大量保有報告制度の見直しに関する規定を平成18年12月13日に施行した（ただし、大量保有報告制度の特例報告の提出期限等に係る見直しは平成19年1月1日、大量保有報告書等の電子提出の義務化については平成19年4月1日に施行）。 ・平成19年2月15日付で、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」を公表した。 ・平成19年3月27日付で、「四半期レビュー基準の設定に関する意見書」を公表した。 ・証券取引法の一部を改正する法律のうち、内部統制報告制度及び四半期報告制度の導入に関する規定は平成20年4月1日以後に開始する事業年度から適用した。	—	（金融庁） ・平成21年6月30日及び平成23年6月30日付で、「四半期レビュー基準の改訂に関する意見書」を公表した。 ・平成21年6月、金融審議会の下に設置された「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」において、報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」が取りまとめられ、公表された。報告書では、①市場における資金調達等をめぐる問題、②ガバナンス機構をめぐる問題、③投資者による議決権行使等をめぐる問題、などについて、数々の提言がなされた。 ・上記提言を踏まえ、平成22年3月、企業内容等の開示に関する内閣府令を改正し、コーポレート・ガバナンス体制、役員報酬、株式保有の状況及び株主総会議案の議決結果に関する開示を義務付ける等の措置を講じた。 ・平成23年3月30日付で、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」を公表した（新成長戦略36頁）。 ・平成23年3月31日付で、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」を公表した（新成長戦略36頁）。	—
No. 13	○受託者責任を強化するため、機関投資家の議決権行使結果について、行使状況の開示を促進する。	金融庁、関係府省庁	（金融庁） 社団法人投資信託協会に対し、会員による議決権の代理行使の実績を公表するよう促し、同協会は平成18年10月以降、議決権行使状況の調査結果を1年に1度公表することとした。	（金融庁） 投資信託協会は議決権行使状況の開示を今後も継続して行うこととしている。	（金融庁） ・投資信託協会および日本証券投資顧問業協会は、議決権行使状況の開示を継続して行っている。 ・投資信託協会は平成22年3月に、日本証券投資顧問業協会は平成22年1月にガイドライン等を改正し、会員各社に対して議決権行使状況の開示を求めている。また、信託協会も協会通達を発出し、会員各社に対して同様の要請を行っている。	（金融庁） 投資信託協会および日本証券投資顧問業協会は、議決権行使状況の開示を今後も継続して行うこととしている。
No. 14	○買収防衛策の在り方に関する報告書の周知徹底をする。（新規）	経済産業省、法務省、金融庁	（経済産業省、法務省、金融庁） 2005年の買収防衛策に関する指針の策定後、我が国企業が実際に買収防衛策を導入（08年6月末現在、我が国において、約570社が導入）。近年では、買収防衛策に係る係争事件について、司法判断に至る事例も出現。こうした現状を踏まえ、本年6月末に、企業価値研究会（座長：神田秀樹東大大学院教授）にて、「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」についての報告書を取りまとめた。	（経済産業省、法務省、金融庁） 今後、企業価値研究会報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」を周知徹底する。	（経済産業省、法務省、金融庁） 講演等の機会を通じて買収防衛策の在り方に関する報告書について周知徹底を図った。 （2005年の買収防衛策に関する指針の策定後、我が国企業は実際に買収防衛策を導入し、2011年6月現在、約532社が導入済み。）	（経済産業省、法務省、金融庁） 買収防衛策の在り方に関する報告書は十分周知されているものと考えているが、必要に応じて更なる周知を図る。



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
②（人材育成）						
No. 15	○創造的な人材を確保するため、任期制の広範な定着や、公募等開かれた形での研究者の採用、産学官の人材交流推進等を通じた知的人材の流動化を進める。	文部科学省	（文部科学省） 平成18年度より、大学等において、任期付きの雇用形態で自立した研究者としての経験を積み、厳格な審査を経てより安定的な職を得る仕組みの導入を奨励する「若手研究者の自立的な研究環境整備促進事業」を9機関で実施。平成19年度は、12機関、平成20年度は9機関を採択し、現在30課題で実施。	（文部科学省） 平成21年度も同事業の継続により、創造的な研究人材の確保を図る。	（文部科学省） 旧科学技術振興調整費「若手研究者の自立的な研究環境整備促進」では、平成21年度6機関、平成22年度6機関を採択し、現在33課題。	（文部科学省） 平成24年度も既採択機関への支援を実施。
No. 16	○専門知識や国際社会で求められる英語力、プレゼンテーション能力、企画・マネジメント能力を身に付け、国際的に活躍できる人材を養成する。この観点から、初等中等教育における英語教育の充実や、外国人学生との交流等を推進する。	外務省、文部科学省	（外務省） 語学指導等に従事する外国青年を我が国に招致するJETプログラムの実施にあたり、外務省において、在外公館を通じた募集・広報・選考を実施。  （文部科学省） ・海外派遣研修を実施し、平成18年度は88名、平成19年度は66名の教員が参加。 ・更に、高等学校段階での留学等の交流を促進するため、高校生留学交流団体への経費補助等を実施。	（外務省） 国際的に活躍できる人材の養成に資するよう、引き続き、在外公館を通じ、JETプログラムの積極的な広報及び優秀な参加者の選考に努める。  （文部科学省） ・引き続き、海外研修を実施し、英語教員の指導力向上及び指導体制の充実を図る。 ・引き続き、高等学校段階での留学等の交流を促進し、異文化体験の充実等による国際的視野を持つ人材育成を図る。	（外務省） 在外公館を通じて、インターネットや新聞による広報を行うとともに、大学での説明会や就職フェア等の機会を活用し、より質の高い人材を発掘すべく、JETプログラムの積極的な広報に努めた。また、任用団体等の要望を受け、公正かつ客観的に、任用団体のニーズを満たす優秀な参加者を確保するため、選考における統一的评价基準を構築した。  （文部科学省） 小中高等学校の学習指導要領を改訂し、小中高を通じ「外国語によるコミュニケーション能力の育成」を目標に、小学校で新たに外国語活動を導入するとともに、中学校では授業時数の約3割増、高等学校では授業は英語で行うことを基本とするなど改善・充実を図った。 「外国語能力の向上に関する検討会」を開催し、「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」をとりまとめた。 （独）教員研修センターにおいて、英語教育海外派遣研修を実施し、平成23年度は34名の教員が参加。 平成23年度より若手英語教員を対象とした新たな海外研修（日本人若手英語教員米国派遣事業）を実施し、96名の教員を6ヶ月間米国の大学へ派遣している。 高等学校段階での留学等の交流を促進するため、高校生留学交流団体への経費補助等を実施。	（外務省） 引き続き在外公館を通じ、より効率的かつ効果的に、適性のある優秀なJET参加者の発掘に努めるとともに、任用団体等の要望を踏まえて統一的评价基準を不断に改善し、優秀な参加者の選考に努める。  （文部科学省） 「国際共通語としての英語力向上のための5つの提言と具体的施策」を踏まえ、英語力の検証と指導改善による新学習指導要領の着実な実施を促進するとともに、英語等の使用機会の大幅な拡充やモチベーションの一層の向上を図る等の優れた取組を行う英語力等外国語能力の強化地域の形成に向けて予算要求中。 引き続き（独）教員研修センターにおいて英語教員海外派遣研修を実施予定。 日本人若手英語教員米国派遣事業では、平成24年度も平成23年度と同規模の海外研修の実施に向けて予算要求中。これら事業の継続的な実施により、英語教員の指導力及び指導体制の充実が期待される。 引き続き、高等学校段階での留学等の交流を促進し、異文化体験の充実等による世界に雄飛する人材の育成を図る。
No. 17	○経営や技術の双方に通じて即戦力となれる人材の育成や外国語に堪能な人材の育成に一層力を入れるため、専門職大学院等を活用し、「技術経営」分野や「ビジネス」分野の教育の充実を図る観点から、専門職大学院等の教育プログラムに関する優れた取組を支援する。産業界や国際的なニーズに対応でき、知の拠点として地域に貢献する高等教育が実現されるよう、機動的な学部・学科の創設・再編を推進し、これらの教育を提供する大学等の質の保証を図る	文部科学省、経済産業省	（文部科学省） ・「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、「ビジネス」分野や「技術経営」分野の専門職大学院等における、産業界等との連携に基づいた教育方法等の充実に資する取組を選定し、支援。 ・平成18年度は73大学、45短期大学、18高等専門学校、2法科大学院が、平成19年度は130大学、55短期大学、20高等専門学校、22法科大学院が認証評価を受けた。また、平成20年度は114大学、64短大、2高专、44法科大学院、14経営系専門職大学院、5会計専門職大学院、1助産専門職大学院が認証評価を受審中である。なお、平成19年度に、経営分野、会計分野の専門職大学院の認証評価機関	（文部科学省） ・左記の選定取組の継続支援を行う予定。 ・法令で定められた期間内※に全ての大学等が認証評価を受けるよう体制を整備し、高等教育の質保証を図る。 ※専門職大学院については、5年以内ごと、その他は7年以内ごと。	（文部科学省） ・左記事業は平成21年度で終了（平成21年度は新規公募を行わず、継続支援のみ実施。累計369件へ支援）。 ・認証評価の実施については、平成21年度から平成22年度にかけて342大学、163短期大学、2高等専門学校、7法科大学院、5会計系専門職大学院、21経営系専門職大学院、1臨床心理系専門職大学院、1公共政策系専門職大学院、1ファッションビジネス系専門職大学院、7教職大学院、1情報系専門職大学院が認証評価を受けた。また、認証評価機関については、平成21年9月に、臨床心理分野、22年3月に公共政策分野、ファッションビジネス分野、教職分野、情報分野、創造技術分野、組込み技術分野、原子力分野、23年7月に公共政策分野、23年10月に知的財産分野の専門職大学院の専門職大学院の認証評価機関として新たに4機関が認証されたことから、専門職大学院（法科大学院含む）の評価を行う機関は10機関（※）となっている。（※1機関で複数分野の評価機関として認証を受けている機関は1機関として計上）	（文部科学省） ・グローバル人材育成推進会議や知的財産推進計画の提言等を踏まえ、関係者の理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施し、産業界等で活躍できる高度専門職業人を養成する。 ・法令で定められた期間内※に全ての大学等が認証評価を受けるよう体制を整備し、高等教育の質保証を図り、大学教育のグローバル化に対応する。 ※専門職大学院については、5年以内ごと、その他は7年以内ごと。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	ため、認証評価制度を着実に実施する。		として2機関が認証され、平成20年4月に、経営分野、助産分野の専門職大学院の認証評価機関として新たに2機関が認証されたことから、専門職大学院（法科大学院含む）の評価を行う機関は6機関となっている。			
			（経済産業省） ・経営や技術の双方に通じて即戦力となる技術経営人材の育成等を目的とする「技術経営人材育成プログラム導入促進事業」（平成14～18年度）を実施し、教育プログラムの開発・実証、普及活動を行うと共に、教育プログラムの質の確保に向けた認定の検討、試行評価を実施した。これまでに技術経営の重要性や認知度が向上したほか、人材育成プログラムも多く立ち上がり一定の成果を見せている。（MOTプログラム4000人／年、社内研修6000人／年） ・平成19年度においては、MOT教育ガイドラインを用いて、MOTプログラム評価の試行活動を実施し、将来に向けた質の確保に向けた体制構築の機運を高めた。	（経済産業省） 国内におけるMOT教育プログラムを修了した人材の動向について調査を行い、MOTの活用状況を把握する。	（経済産業省） 「技術経営人材育成プログラム導入促進事業」（平成14年度～平成18年度）の実施により、MOT教育プログラムの開発や専門職大学院等でのMOT教育機関の設置が進み、平成20年度には約15,000名／年の技術経営人材を輩出するに至った。	（経済産業省） 引き続き、MOT教育プログラムを終了した人材の動向について調査し、これまでに育成されたMOT人材の企業における活用状況・評価を把握する。
③（海外人材の受入拡大）						
No. 18	○研究開発基盤の強化、奨学金等の留学生の受入支援策の充実や国内就職の促進、大学等における外国人のための環境整備など、アジアをはじめとする諸外国からの留学生・研究者を含めた海外の優れた人材を国内に積極的に受け入れるとともに、それらが日本の優れた人材と出会うことで新たな融合が生まれやすくなるような環境を整備する。外国企業を含めた海外研究開発拠点の誘致や外国人人材の流入を図ることを通じて、国際競争力のある研究開発・教育拠点を整備し、革新的な研究開発を促進する。	法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	（外務省） ウェブサイト「日本留学総合ガイド」による情報提供（平成14年3月より）、日本留学説明会の実施支援等、日本留学の魅力発信する積極的な広報・情報提供を実施。在外公館を通じて国費留学生の募集・選考を実施。  （文部科学省） ・平成17年度より、大学等の特色に応じた全学横断的な組織体制を整備し、大学等としての国際戦略を打ち立てながら、全学的、組織的な国際活動を支援するとともに、国際展開戦略の優れたモデルを開発する大学国際戦略本部強化事業を実施している。 平成20年度予算においては、特に優秀な留学生を我が国の大学に受け入れて奨学金等を支給する国費外国人留学生制度について、外交的要請等に対応するための経費を措置した。 ・国として戦略的に短期留学支援制度を拡充するため、独立行	（外務省） 日本への留学生の「量」だけでなく「質」にも重点を置きつつ、積極的な広報によって引き続き諸外国からの優秀な人材の発掘に努める。  （法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省） ・「留学生30万人計画」の実現に向けて必要な留学生交流施策の充実、諸外国に対する知的国際貢献を果たすことに努めていくとともに、国・地域・分野などに留意しつつ、優秀な留学生を戦略的に獲得していく。そのために①海外での情報提供及び支援の一体的な実施、②大学の国際化の推進（グローバル30拠点）、③留学生の受入れ環境・就職支援の充実など、留学の入り口から卒業後の出口に至るまで体系的に施策を講じることとし、関係省庁とも連携を図りながら取り組んでいく。	（外務省） ホームページ「日本留学総合ガイド」による留学情報提供を引き続き実施。在外公館においては日本留学説明会の実施や現地関係機関が実施する留学説明会に参加による積極的な情報発信を実施。また、アジアの一部公館においては留学説明会等の機会に就職に役立つ情報の提供を実施。在外公館を通じた国費留学生の募集・選考を引き続き実施。  （法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省） 外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等や、インターンシップ、在学年数の早い段階からの集団的な就職ガイダンス等、国内就職支援を実施した。また、外国人労働者を受け入れる事業主に対しては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」による積極的な啓発指導を行っており、魅力的な職場作りを推進しているところである。特に、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、事業主への啓発指導等を集中的に実施している。 さらに、平成21年度・22年度は、企業における高度外国人材の活用促進のため、有識者や企業の人事担当者による検討会を設置し、検討結果を踏まえたマニュアルを作成し、周知啓発のためのフォーラムを開催した。  （法務省） ・不法残留者や不法就労者を発生させないなど留学生の在	（外務省） 在外での留学情報発信として、留学後の就職等についての情報を積極的に広報していくことにより、日本留学希望者の増加、質の高い留学生の増加を図っていく。  （法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省） 引き続き、外国人雇用サービスセンターを中心に、インターンシップの実施等を通じて留学生の国内就職を支援する。 また、左記において作成したマニュアルの普及啓発により、企業における活用に向けた具体的な環境整備を支援する。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>政法人日本学生支援機構の「短期留学推進制度」を発展的に廃止し、短期外国人留学生支援制度を新設する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成績優秀な私費留学生等を支援する私費外国人留学生等学習奨励費については、日本留学試験を活用した渡日前入学許可枠の創設を含め、12,100人分の予算を措置した。</li> <li>・日本を世界により開かれた国とし、アジア・世界との間の人・モノ・カネ・情報の流れを拡大する「グローバル戦略」展開の一環と位置づけ、2020年度を目途に留学生受入れ30万人を目指す「留学生30万人計画」について、文部科学省ほか関係省庁（外務省、法務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省）は、平成20年7月29日付で計画の骨子を策定し、同日の閣議後閣僚懇談会において報告した。</li> <li>・外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に從事させることにより、我が国の研究環境の国際化推進を図るとともに、当該国の研究者養成に寄与している。（平成18年度採用実績：1,962人、平成19年度採用実績：1,818人）</li> </ul>		<p>籍管理を適切に行っていると認められる大学等からの申請については、提出書類の大幅な簡素化を図り、原則として、申請書のみを求める取扱いを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学を卒業した留学生の就労資格への変更にあたり、在留資格「技術」及び在留資格「人文知識・国際業務」の該当性の判断について、大学における専攻科目と企業における活動内容の関連性について、柔軟に判断する取扱いを実施</li> <li>・在留資格「留学」について「2年3月」及び「1年3月」の在留期間を新設。さらに、改正入管法の施行に際して（平成24年7月頃を予定）、在留資格「留学」の在留期間の最長期間を現在の「2年3月」から「4年3月」に伸長する予定。</li> <li>・在留資格「就学」に係る不法残留者数が減少傾向にあったこと、「就学」を「留学」のワンステップとする位置付けが強まっていたことなどから、「就学」と「留学」を「留学」に一本化した。（上記4点について <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan89.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan89.html</a>）</li> <li>・留学生の卒業後の就職活動に関して、申請人の在留状況に問題がなく、就職活動を継続するに当たって卒業した教育機関の推薦があるなどの場合に、在留資格「特定活動」で就職活動のために1年間本邦に滞在することを可能とした。（<a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan84.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan84.html</a>）</li> <li>・本邦の専門学校を卒業し、「専門士」の称号を付与された外国人が、在留資格「技術」、「人文知識・国際業務」等で上陸許可を受けることができるよう、法務省令の改正を行った。（<a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00098.html">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri01_00098.html</a>）</li> </ul> <p>（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学国際戦略本部強化事業については、採択された大学等研究機関において、具体的な数値目標等に基づいて戦略的な国際化を推進するとともに、必要な外部資金獲得のための組織体制を整備し、継続的な国際事業の実施につなげる取組等が行われ、大学等研究機関における国際展開戦略の優れたモデルを開発するという目的を果たしたため、平成21年度で終了。</li> <li>また、外国人特別研究員事業については継続し、引き続き優れた外国人研究者の受け入れを推進。（平成20年度採用実績：1,582人、平成21年度採用実績：1,515人、平成22年度採用実績：1,413人）</li> <li>・国費外国人留学生については、諸外国からの優秀な留学生を支援するため、引き続き奨学金等を措置している。また、東日本大震災のために一時帰国を余儀なくされた国費留学生が再渡日するための航空券を支給するなど、引き続き日本での修学を希望する者を支援した。</li> <li>・留学生交流支援制度については、諸外国の大学等との学生交流の拡充及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図るため、大学間交流協定等に基づき、我が国へ受け入れる外国人留学生（3か月未満、3ヶ月～1年）を支援するための奨学金を措置した。</li> <li>・私費外国人留学生については、学業、人物ともに優れ、か</li> </ul>	<p>（文部科学省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に從事させることにより、我が国の研究環境の国際化推進を図るとともに、諸外国の研究者養成への寄与により、我が国のプレゼンスが高まり、対日投資促進にも好影響であることが期待される。</li> <li>・引き続き「留学生30万人」の実現に向けて、関係省庁とも連携を図り、必要な留学生交流施策の充実に努めていく。</li> <li>・諸外国から優秀な人材を受け入れ、日本の研究開発・教育機関の活性化を促すことで日本の国際競争力が向上し、国際的な研究開発拠点や企業の誘致等が期待される。</li> </ul>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
					つ、経済的理由により修学が困難である者に対し、日本留学試験を活用した渡日前入学許可枠を含め、私費留学生等学習奨励費を措置した。また、東日本大震災により経済的困窮に陥った成績優秀な留学生を対象に追加採用を行い、引き続き日本での修学を希望する者を支援した。	
			（経済産業省・文部科学省） ・「アジア人財資金構想」については、我が国の企業に就職意欲のある優秀なアジア等の留学生を日本に引きつけ、産学連携で開発した専門教育プログラム、ビジネス日本語研修、日本ビジネス研修、インターンシップ等の専門教育から就職支援等までを一貫したパッケージで提供し、優秀な留学生の受入を強化するとともに、産業界で活躍する人材育成を促進。平成20年度については、プログラムを実施する主体として高度専門留学生育成事業（大学主体の事業）は、21コンソーシアム（23大学）を採択し、これに参加する学生を国費外国人留学生として採用。また、高度実践留学生育成事業（各地域の法人が主体の事業）は9団体（全国1地域1団体）を採択。また、これら事業へは、国費外国人留学生を含む約1,300人の留学生がプログラムに参加予定。 （平成20年度政府予算 32.6億円（継続））	（経済産業省・文部科学省） ・左記の取組を、継続して行う予定。 （平成21年度概算要求：36.0億円（継続））	（経済産業省・文部科学省） ・平成21年度においては、「高度専門留学生育成事業」は、23コンソーシアムを採択し、これに参加する学生を国費外国人留学生として採用。また、高度実践留学生育成事業は9団体を採択した。約1400人の学生が参加。（平成21年度予算額：34億円） ・平成21年11月の事業仕分けによる「廃止」の判定を受け、これ以降新規の学生の採用を受け付けず、これ以前に内定していた学生が卒業するまでの期間のみ本事業を実施することとした。（平成22年度予算は、19億円、平成23年度予算は、7.5億円。） ・23年4月までに、約1700人が卒業し、6割の学生が日本企業・日系企業に就職。（一般の留学生の就職率は、約3割）	（経済産業省・文部科学省） ・平成24年度で対象学生が全て卒業するため、本事業は24年度をもって終了予定。（平成24年度概算要求：1.8億円）
			（経済産業省） 国内外の優れた人材の知が出会い、新たな価値の創造が生まれやすくなるための融合の「場」の環境整備として、平成19年度から「知識融合支援（インテレクチャル・カフェ）事業」を開始し、異分野の知の融合の重要性について幅広く普及啓発活動を展開した。普及啓発の一貫として、昨年11月には経済協力開発機構（OECD）と共催にて、東京にて初めて、「第一回インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を開催した。 （平成19年度予算：0.5億円（新規））	（経済産業省） 異分野の知の融合の重要性についての普及啓発活動を継続的に実施していくために、平成20年11月に経済協力開発機構（OECD）と共催にて、「第二回インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を開催予定。	（経済産業省） 異分野の知の融合について重要性を普及啓発する場として、平成20年11月に経済協力開発機構（OECD）と共催で、「第二回インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を開催した。 （なお、平成21年6月には日本経済新聞と共催にて、国内向けの「第三回インテレクチャル・カフェ国際シンポジウム」を開催した。）	

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>（厚生労働省） 外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等を行い、国内就職支援を実施。さらに、大学との連携を強化し、インターンシップや在学年数の早い段階からの集団的な就職ガイダンスを実施。また、外国人雇用サービスセンター等と一般の学生向けセンターが連携し、外国人留学生に対する積極的な就職支援を行うなど、留学生の国内就職を推進。</p>	<p>（厚生労働省） 引き続き外国人雇用サービスセンターの拠点機能の強化を図り、積極的な就職支援を通じて留学生の国内就職を推進するとともに、高度外国人材の更なる就職促進のためには、外国人の採用に対する企業の意識や労務管理の在り方を、グローバル化に対応したものに改革していくことが不可欠となっていることから、その適切な在り方について、産官学の関係者による検討を行いその成果を周知するほか、雇用対策法に基づき定められた外国人指針による、事業主への啓発指導を促進する。</p>	<p>（厚生労働省） 引き続き、外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等や、インターンシップ、在学年数の早い段階からの集団的な就職ガイダンス等、国内就職支援を実施した。 また、外国人労働者を受け入れる事業主に対しては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」による積極的な啓発指導を行っており、魅力的な職場作りを推進しているところである。特に、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、事業主への啓発指導等を集中的に実施している。 さらに、平成21年度・22年度は、企業における高度外国人材の活用促進のため、有識者や企業の人事担当者による検討会を設置し、検討結果を踏まえたマニュアルを作成し、周知啓発のためのフォーラムを開催した。</p>	<p>（厚生労働省） 引き続き、外国人雇用サービスセンターを中心に、インターンシップの実施等を通じて留学生の国内就職を支援する。 また、左記において作成したマニュアルの普及啓発により、企業における活用に向けた具体的な環境整備を支援する。</p>
No. 19	○優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。	法務省、関係府省庁	<p>（法務省） 優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受入れについては、第164回国会において可決・成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）において、構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されていた特定研究等活動及び特定情報処理活動等並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等を全国で実施するための規定の整備を行った（当該規定は同年11月24日施行）。</p>	<p>（法務省） 引き続き、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行っていく。</p>	<p>（法務省） ・改正入管法に基づく新しい在留管理制度の施行と併せて、在留期間の上限をこれまでの三年から最長五年に伸長することや、一年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など外国人の利便性を向上するための措置を実施（平成24年7月頃施行予定）</p>	<p>（法務省） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することを検討</p>
			<p>（文部科学省） ・平成17年度より、大学等の特色に応じた全学横断的な組織体制を整備し、大学等としての国際戦略を打ち立てながら、全学的、組織的な国際活動を支援するとともに、国際展開戦略の優れたモデルを開発する大学国際戦略本部強化事業を実施している。（再掲） ・外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に從事させることにより、我が国の研究環境の国際化推進を図るとともに、当該国の研究者養成に寄与している。（平成18年度採用実績：1,962人、平成19年度採用実績：1,818人）（再掲）</p>	<p>（文部科学省） 左記の事業を継続し、研究環境の国際化、優れた外国人研究者の受け入れを推進。</p>	<p>（文部科学省） 大学国際戦略本部強化事業については、採択された大学等研究機関において、具体的な数値目標等に基づいて戦略的な国際化を推進するとともに、必要な外部資金獲得のための組織体制を整備し、継続的な国際事業の実施につなげる取組等が行われ、大学等研究機関における国際展開戦略の優れたモデルを開発するという目的を果たしたため、平成21年度で終了。 また、外国人特別研究員事業については継続し、引き続き優れた外国人研究者の受け入れを推進。（平成20年度採用実績：1,582人、平成21年度採用実績：1,515人、平成22年度採用実績：1,413人）</p>	<p>（文部科学省） 外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に從事させることにより、我が国の研究環境の国際化推進を図るとともに、諸外国の研究者養成への寄与により、我が国のプレゼンスが高まり、対日投資促進にも好影響であることが期待される。</p>
			<p>（厚生労働省） 外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等を行い、国内就職</p>	<p>（厚生労働省） 引き続き外国人雇用サービスセンターの拠点機能の強化を図り、積極的な就職支援を通じて留</p>	<p>（厚生労働省） 引き続き、外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等や、インターンシップ、在学年数の早い段階からの集団的な就職ガイダンス等、国内就職支援</p>	<p>（厚生労働省） 引き続き、外国人雇用サービスセンターを中心に、インターンシップの実施等を通じて留学生の国内就職を支援する。</p>



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>支援を実施。さらに、大学との連携を強化し、インターンシップや在学年数の早い段階からの集団的な就職ガイダンスを実施。また、外国人雇用サービスセンター等と一般の学生向けセンターが連携し、外国人留学生に対する積極的な就職支援を行うなど、留学生の国内就職を推進。（再掲）</p> <p>・平成18年6月22日に、関係副大臣からなる外国人労働者問題に関するプロジェクトチームにおいて、「外国人労働者の受入れを巡る考え方のとりまとめ」を行った。</p>	<p>学生の国内就職を推進するとともに、高度外国人材の更なる就職促進のためには、外国人の採用に対する企業の意識や労務管理の在り方を、グローバル化に対応したものに改革していくことが不可欠となっていることから、その適切な在り方について、産官学の関係者による検討を行いその成果を周知するほか、雇用対策法に基づき定められた外国人指針による、事業主への啓発指導を促進する。（再掲）</p>	<p>を実施した。</p> <p>また、外国人労働者を受け入れる事業主に対しては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」による積極的な啓発指導を行っており、魅力的な職場作りを推進しているところである。特に、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、事業主への啓発指導等を集中的に実施している。</p> <p>さらに、平成21年度・22年度は、企業における高度外国人材の活用促進のため、有識者や企業の人事担当者による検討会を設置し、検討結果を踏まえたマニュアルを作成し、周知啓発のためのフォーラムを開催した。（再掲）</p>	<p>また、左記において作成したマニュアルの普及啓発により、企業における活用に向けた具体的な環境整備を支援する。（再掲）</p>
④（労働環境整備）						
No. 20	○労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法の趣旨及び内容について、周知を徹底する。	厚生労働省	（厚生労働省） 労働政策審議会労働条件分科会における議論を踏まえ、労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法が平成20年3月1日から施行された。	（厚生労働省） 労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法の趣旨及び内容について、周知を徹底する。	（厚生労働省） モデル就業規則の作成（平成21年度）や、労働者（平成22年度～）・事業主（平成23年度～）に対するセミナーの実施等により、労働契約法や裁判例の趣旨及び内容について、合理的な労働条件の決定又は変更が円滑に行われるよう、労使双方に対して情報提供や周知を図っている。	（厚生労働省） 今後とも、労働契約の基本的ルールを明確化する労働契約法の趣旨及び内容について、周知を徹底する。
No. 21	○確定拠出年金制度の施行状況を踏まえた上で、さらに使いやすいような制度の検討を行う。	厚生労働省	（厚生労働省） 確定拠出年金法及び確定給付企業年金法施行後5年を迎えたことから、平成18年10月に企業年金研究会を設置し、企業年金制度の施行状況の検証が行われ、平成19年7月に「企業年金制度の施行状況の検証結果」がとりまとめられた。 これを踏まえ、企業型確定拠出年金における個人拠出の導入に係る掛金の所得控除の適用等については、平成20年度税制改正要望を行い、平成19年末、与党税制改正大綱において、今後の検討課題とされた。 平成20年9月、昨年に引き続き平成21年度税制改正要望を行った。	（厚生労働省） 税制改正要望が通った場合は、所要の法改正を行う予定。	（厚生労働省） 第177回通常国会において、「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律」（年金確保支援法）が公布された（平成23年8月10日）。 これにより、将来の無年金・低年金の発生を防止し、国民の高齢期における所得の確保をより一層支援する観点から、企業型確定拠出年金において加入資格年齢の引上げや加入者の掛金拠出を可能とする等の措置を行う。	（厚生労働省） 年金確保支援法の円滑な施行を進める。
No. 22	○公的年金制度等の社会保障制度の本国との二重加入及び保険料の掛け捨てを防ぐため、各国との社会保障協定の締結交渉を進める。	外務省、厚生労働省	（外務省、厚生労働省） ・これまで、ドイツ、イギリス、韓国、米国、ベルギー、フランス及びカナダの7か国との間で社会保障協定を締結している。 ・オーストラリアとの間では、平成19年2月に社会保障協定に署名し、同年6月に国会の承認を得たところであり、現在発効に向けた準備を進めている。 ・オランダ及びチェコとの間では、平成20年2月に社会保障協定に署名し、同年6月に国会	（外務省、厚生労働省） ・オーストラリア、オランダ及びチェコとの間では、両国間で協定の署名に向けた準備を進める。 ・スペインとの間では、両国間で協定の署名に向けた準備を進める。 ・イタリアとの間では、協定締結に向けた交渉を進める。 ・アイルランド、ハンガリー、スウェーデン及びスイスとの間では、協定交渉の開始に向けて当局	（外務省、厚生労働省） ・平成20年10月1日時点で締結していたドイツ、英国、韓国、米国、ベルギー、フランス及びカナダの7か国に加え、オーストラリア、オランダ、チェコ、スペイン及びアイルランドの5か国との間で社会保障協定を締結した。 ・その他、平成20年10月1日以降の進捗状況は以下のとおり。 ・ブラジルとの間では、平成22年7月、スイスとの間では平成22年10月に協定に署名し、いずれの協定も日本と相手国双方の国会での承認を得たところ。現在発効に向けた準備を進めている。 ・イタリアとの間では、平成21年2月に協定に署名し、日本側は平成21年7月に国会の承認を得たところであり、イタリ	（外務省、厚生労働省）  ・ブラジル及びスイスとの間では、両国間で協定の早期発効に向けた準備を進める。  ・イタリアとの間では、引き続き外交ルートを通じ協定の早期発効に向けた働きかけを行う。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>の承認を得たところであり、現在発効に向けた準備を進めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・スペインとの間では、平成20年9月に第3回交渉を実施し、大筋合意に至った。</li> <li>・イタリアとの間では、平成20年5月に第1回政府間交渉を実施した。</li> <li>・アイルランドとの間では、協定交渉の開始に向けて、平成20年9月に第2回当局間協議を行った。</li> <li>・ハンガリーとの間では、協定交渉の開始に向けて、平成20年2月に第1回当局間協議を行った。</li> <li>・スウェーデンとの間では、協定交渉の開始に向けて、平成20年3月に第1回当局間協議を行った。</li> <li>・スイスとの間では、協定交渉の開始に向けて、平成20年4月に第1回当局間協議を行った。</li> <li>・ルクセンブルグとの間では、協定交渉を視野に入れ、当局間協議を開始することについて意見が一致している。</li> </ul>	<p>間協議を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルクセンブルグとは、協定交渉を視野に入れた当局間協議を開始する。</li> </ul>	<p>ア側での早期議会承認を求め外交ルートから働きかけを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ルクセンブルグとの間では、平成23年2月に第2回政府間交渉を実施し、実質合意に至った。</li> <li>・ハンガリーとの間では、平成22年10月に第3回政府間交渉を実施した。</li> <li>・スウェーデンとの間では、平成23年10月に第1回政府間交渉を実施した。</li> <li>・インドとの間では、平成23年10月に第2回政府間交渉を実施した。</li> <li>・中国との間では、平成23年10月に第1回政府間交渉を実施した。</li> <li>・オーストリアとの間では平成23年3月に第2回当局間協議を実施した。</li> <li>・スロバキアとの間では、平成23年6月に第2回当局間協議を実施した。</li> <li>・フィリピンとの間では、平成23年6月に第2回作業部会を実施した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ルクセンブルグとの間では、両国間で協定署名に向けた準備を進める。</li> <li>・ハンガリー、スウェーデン、インド及び中国とは、協定締結に向けた交渉を進める。</li> <li>・オーストリア及びスロバキアとは、協定交渉の開始に向けて当局間協議を進める</li> <li>・フィリピンとの間では、作業部会を進める。</li> </ul> <p>※協定締結により、社会保険料の二重払い等の問題が解消し、両国間の人的交流及び経済交流の促進が期待できる。</p>
	⑤（人流・物流の効率化等）		<p>（外務省、厚生労働省） 協定締結の加速化を図るため、今後締結するいずれの国との協定にも対応できる国内法制を整備することを目的とした、「社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律」が第166回通常国会で可決・成立し、平成19年6月27日に公布され、平成20年3月1日から施行された。</p>	<p>（外務省、厚生労働省） 従来のように協定ごとに個別に立法する必要がなくなり、より多くの国と同時並行的に交渉・協議を行うことが可能となったことを踏まえ、今後とも協定締結の加速化を図る。</p>		
No. 23	○「輸出入及び港湾・空港手続関係業務の業務・システム最適化計画」に基づき、平成20年に次世代シングルウィンドウである府省共通ポータル稼働を開始する。	財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	<p>（財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省） 輸出入及び港湾・空港手続関係府省が連携し「次世代シングルウィンドウ（府省共通ポータル）」を平成20年10月12日に稼働させる。</p>	<p>（財務省、国土交通省、法務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省） 平成20年10月12日に稼働するシングルウィンドウ（府省共通ポータル）について、継続的な見直しを行っていく。</p>	<p>（財務省） ・平成20年10月から、申請画面や利用者コードの統一等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働。平成22年2月に、空港手続を追加し、シングルウィンドウ完結。</p> <p>（国土交通省） ・平成20年10月から、申請画面や利用者コードの統一等を実現した新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働。平成22年2月に、空港手続を追加し、シングルウィンドウ完結。</p> <p>（法務省） ・平成22年のシステム改修により、輸出入・港湾関連情報処理センターが運用する航空貨物通関情報処理システム経由で、空港に乗り入れる航空機の事前旅客情報等を受信す</p>	—

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
					<p>ることが可能となり、1回の入力・送信で関係省庁への提出を可能とするシングルウィンドウ化を実現。</p> <p>（厚生労働省） ・システム最適化計画に基づき、港湾手続関係業務については、平成20年10月12日から、輸出入及び空港関係手続関係業務については、平成22年2月21日からシングルウィンドウ（府省共通ポータル）に対応させた。</p> <p>（農林水産省） ・システム最適化計画に基づき、動物検疫及び植物検疫の輸出入関連手続業務については、平成20年10月からシングルウィンドウ（府省共通ポータル）に対応させた。</p>	
No. 24	○国際的な人流・物流の効率化に向けて、平成21年度までに、成田空港、羽田空港等の能力増強のための施設整備を実施する。また、空港アクセス及び大都市圏拠点空港の国際線・国内線の接続を改善する。	国土交通省	<p>（国土交通省） ・成田空港では、平成18年9月より平行滑走路の北伸2,500m化事業に着手し、平成21年度末の供用開始を目指して整備を推進している。羽田空港では、再拡張事業に於ける滑走路整備事業について、平成19年3月に事業進捗の見直し（供用開始時期 平成22年10月末）を公表、工事を本格着工し、平成22年10月末の供用開始を目指し、整備を推進している。 ・成田高速鉄道アクセス（印旛日本医大～成田空港）について、平成22年度の開業を目指して整備中。京急蒲田駅について、羽田空港へのアクセス向上のため、平成24年度の事業完了を目指して整備中。 ・成田・羽田両空港間の一体的活用を推進するために、両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善のための調査・検討を実施する。</p>	<p>（国土交通省） ・成田空港では、引き続き平行滑走路の2,500m化事業を着実に推進し、羽田空港では、再拡張事業について、平成22年10月末の供用開始に向けて、引き続き事業の着実な進捗を図る。 ・成田高速鉄道アクセスについては、平成22年度の開業を予定。また、京急蒲田駅については、平成24年度の事業完了を予定。 ・平成21年度も引き続き、成田・羽田両空港間の一体的活用を推進するために、両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善のための調査・検討を実施する。</p>	<p>（国土交通省） ・成田空港では、平成21年10月に2,500m化された平行滑走路が供用開始し、平成22年3月以降、空港の発着容量が、20万回から22万回に増加した。 ・羽田空港では、平成22年10月に新たな4本目の滑走路となるD滑走路及び国際線地区の各施設（旅客・貨物ターミナル、エプロン）が供用開始し、再拡張事業が完了した。 ・成田高速鉄道アクセス（印旛日本医大～成田空港）について、平成22年7月17日に開業した。京急蒲田駅について、羽田空港へのアクセス向上のため、高架化した駅舎の平成24年度の供用開始を目指して整備中。 ・成田・羽田両空港間の一体的活用を推進するために、両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善のための調査・検討を実施中。</p>	<p>（国土交通省） ・京急蒲田駅については、平成24年度に高架化した駅舎が供用開始され、羽田空港へのアクセス向上が図られる予定。  ・平成24年度も引き続き、成田・羽田両空港間の一体的活用を推進するために、両空港間及び都心と両空港間の鉄道アクセス改善のための調査・検討を実施する。</p>
No. 25	○羽田空港の更なる国際化・大都市圏国際空港の24時間化を促進し、最大限有効活用する。（新規）	国土交通省、外務省	<p>（国土交通省） ・平成19年6月に、特定時間帯（20時30分～23時の出発及び6時～8時30分までの到着）に国際旅客チャーター便の運航を可能とし、日本航空、全日空等がチャーター便を運航。また、全日空と日本航空が、特定時間帯を活用して、香港へ旅客チャーター便を毎日運航。 ・羽田の昼間の発着枠の拡大については、平成19年9月から、高速離脱誘導路の整備等により、1日10便増加した。 ・羽田＝上海虹橋チャーター便について、昨年9月から運航開始。 ・北京五輪期間中に、羽田と北</p>	<p>（国土交通省） ・2010年の新滑走路等の供用開始当初に、羽田は昼間約3万回、深夜早朝約3万回（合計約6万回）、成田は約2万回の合計約8万回の国際定期便を実現する。 ・2010年以降の方向性については、羽田は、国内線需要に適切に対応しつつ、国内・国際双方の需要の伸びを勘案し、昼間は、羽田のアクセス利便性をいかにする路線を中心に国際線の増加を推進し、深夜早朝は世界の主要都市への就航により、首都圏全体の国際航空機能の24時間化を実現する。</p>	<p>（国土交通省） ・羽田空港では、平成22年10月、D滑走路及び国際線地区の供用開始による容量拡大を機に、昼間3万回、深夜早朝3万回（合計6万回）の発着枠を国際線に割り当て、32年ぶりに本格的に国際定期便が就航した。 ・これにより、昼間時間帯は韓国、中国、台湾及び香港のアジア近距離路線、深夜早朝時間帯には、欧米や東南アジア路線等、世界の主要都市への就航が実現。 ・2011年冬ダイヤにおいては、世界15都市、1日最大51便が就航している。</p>	<p>（国土交通省） ・今後、国際線旅客ターミナル及びエプロン等の拡張を行い、最短で平成25年度中に見込まれる44.7万回への増枠に際し、昼間時間帯の国際線について、3万回を基本として増枠を行い、現在のアジア近距離ビジネス路線のみならず、欧米や長距離アジアも含む高需要・ビジネス路線を展開する予定である。</p>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			京首都空港を結ぶ国際臨時チャーター便を実施。引き続き、羽田＝北京南苑チャーター便の実現に向け、中国側と調整中。			
No. 26	○国際拠点となる港湾機能を強化するため、港湾拠点の整備や、24時間オープン化を進める。また、平成22年度までに、スーパー中枢港湾において、港湾コストの低減やリードタイムの短縮等を実施する。	国土交通省	（国土交通省） ・平成19年度より、スーパー中枢港湾の重点的な整備を図り、東京港中央防波堤外側地区及び横浜港南本牧ふ頭地区等において大水深岸壁（水深＝-16m）等の整備を推進。 ・スーパー中枢港湾において大規模ターミナルを一体的に運営する民間事業者が逐次運営を開始 ・平成13年度より、港湾荷役の24時間、元旦以外の実施を実現 ・平成17年度より、夜間や雨天時等においても国の検査を円滑に行うための24時間フルオープンに対応した施設を整備。	（国土交通省） 引き続き、スーパー中枢港湾の重点的な整備、運営の効率化を図り、平成22年度までに、スーパー中枢港湾において、港湾コストの低減やリードタイムの短縮等を実現する。	（国土交通省） ・平成20年までに、港湾コストは2割弱の低減、リードタイムも1日を達成し、平成22年にスーパー中枢港湾プロジェクトを総括した。	—
No. 27	○航空自由化を推進する。（新規）	国土交通省、外務省	（国土交通省） ・アジア・ゲートウェイ構想に基づき、昨年8月以降、韓国、タイ、マカオ、香港、ベトナム、マレーシア及びシンガポールとの間で、空港容量に制約のある我が国の首都圏関連路線を除く航空自由化に合意したところ。 ・地方空港においては、平成19年11月に、自由化交渉の妥結前でも暫定的に、地方空港への乗り入れを認める方針を、外国航空会社に対して通知。	（国土交通省、外務省） ・引き続き、中国等他のアジア各国との間でも同様の航空自由化に合意できるよう努めることとしている。 ・欧米との間でも、様々な課題はあるが、欧米の動向を見極めつつ、自由化に向けて交渉を行うこととしている。	（国土交通省、外務省） ・引き続きアジア・ゲートウェイ構想に基づき、カナダ、スリランカとの間で首都圏関連路線を除く航空自由化に合意。 ・その後、「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、首都圏空港を含めた徹底的なオープンスカイを進めており、平成22年10月以降、米国、韓国、シンガポール、マレーシア、香港、ベトナム、マカオ、インドネシア、カナダ、オーストラリア、ブルネイとの間で、首都圏空港を含む航空自由化に合意したところ。	（国土交通省、外務省） ・インバウンド振興を通じた市場拡大を見込み、これまでアジア諸国を最優先に航空交渉を行ってきたところ。今後欧州等それ以外の国にも範囲を拡大して航空交渉を行っていく予定。
⑥（国際的な資本移動の円滑化等）						
No. 28	○二重課税の排除や課税の適正化に向け、租税条約改正の推進等、国際課税制度の整備を行う。	外務省、財務省	（外務省、財務省） ・二重課税を排除し、課税の適正化を行う日米租税条約、日印租税条約改正議定書、日英租税条約及び日仏租税条約改正議定書がそれぞれ平成16年3月、平成18年6月、同年10月及び平成19年12月に発効している。 ・日比租税条約については平成19年6月に、日パキスタン租税条約及び日豪租税条約については平成20年6月に国会の承認を得ている。 ・平成20年6月に日カザフスタン租税条約及び日ブルネイ租税条約が基本合意に達している。	（外務省、財務省） UAE、クウェート及びオランダとの間で租税条約交渉を進めている。	（外務省、財務省） ・租税条約（含む租税情報交換協定）に関する取組は以下のとおり（2010年10月以降の取組。）。 締結又は署名済みのもの： ブルネイ、カザフスタン、シンガポール、バミューダ、マレーシア、香港、バハマ、サウジアラビア、ケイマン、マン島、クウェート、ルクセンブルク、ベルギー、スイス、オランダ以上の二国間租税条約等のほか、税務行政執行共助条約（多数国間条約）に署名している。  ・米国（改正）、アラブ首長国連邦及びポルトガル（いずれも新規）との間で政府間交渉を行っている。	（外務省、財務省） ・租税条約ネットワークの拡充に努める。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
No. 29	○イノベーションを担う高度金融人材の育成を推進するため、産学官の連携により、先端的な金融工学に関する教育を行う専門職大学院など専門教育体制の充実を促進する。	文部科学省、経済産業省	（文部科学省） 「専門職大学院等における高度専門職業人養成教育推進プログラム」において、選定・支援。 （経済産業省） 高度金融人材に関する課題検討を行う場として、事業会社、金融機関、大学及び関係省庁（文部科学省、金融庁）と連携し、「高度金融人材産学協議会」を平成19年6月に設立。平成20年2月には、平成19年度に実施した調査・検討を踏まえて取りまとめた報告書「高度金融人材の育成・活用に向けて」を公表するとともに、公開シンポジウムを開催した。	（文部科学省） 左記の選定取組の継続支援を行う予定。 （経済産業省） 今後は、同協議会の専門委員会及びワーキンググループにおいて更なる調査・検討を行い、高度金融人材の育成のためのプログラム開発など高度金融人材の育成・活用に向けた環境整備を実施する。	（文部科学省） ・当該事業は平成21年度で終了（平成21年度は新規公募を行わず、継続支援のみ実施。累計369件へ支援）。 （経済産業省） 同協議会において委員会及びワーキンググループ等を年10回程度、シンポジウムを年1回程度の頻度で継続的に開催。この調査・検討結果も踏まえ平成22年度にはOFF-JT研修プログラムを実施。平成23年度からは事業を自立化し参加者主導で同研修プログラムを実施。	（文部科学省） ・グローバル人材育成推進会議や知的財産推進計画の提言等を踏まえ、関係者の理解の増進を図るため、大学及び大学又は関係団体が実施する協議会への指導助言・情報提供を実施。 （経済産業省） 高度な金融スキームの普及に対応可能な人材の育成・活用を目指し、民間での委員会及びワーキンググループ、OFF-JT研修プログラムを実施、高度金融人材の育成・活用に向けた環境整備を継続する。
No. 30	○新たなリスクマネー供給の主体として重要性を増しているファンドをより効果的に活用できるよう、産業界とファンドとの対話の促進、ファンド協議会の活性化等、必要な環境整備を図る。（新規）	経済産業省	（経済産業省） 本年9月にファンド協議会を設立。	（経済産業省） 年度内に、産業界とファンドの対話の場を設定するとともに、ファンド協議会をより活発化させるなど、ファンドをより効果的に活用できるような環境整備を図る。	（経済産業省） 平成20年10月以降同協議会を3度開催し対話を実施。平成23年1月には同協議会の協力も得て、香港及び中東でビジネスマッチングを実施。	（経済産業省） ファンドの効果的な活用を目指し、必要に応じ同協議会を通じた対話を継続する。
No. 31	○投資協定について、実際のニーズにこたえて迅速かつ柔軟に交渉を進めていく。また、投資章を含む経済連携協定（EPA）については、多角的貿易体制を補完し、更なる貿易自由化や経済活性化を推進する等の観点から有益であるとの認識の下、その締結を積極的に推進していく。（新規）	外務省、経済産業省、関係各省庁	（外務省） ・投資協定に関する取組は以下のとおり。 締結若しくは署名済みのもの：エジプト、スリランカ、中国、トルコ、香港、パキスタン、 Bangladesh、ロシア、モンゴル、韓国、ベトナム、カンボジア、ラオス、ウズベキスタンとの投資協定 交渉中のもの：ペルー、サウジアラビア、中国及び韓国 ・投資章を含む経済連携協定（EPA）に関する取組は以下のとおり。 締結若しくは署名済みのもの：シンガポール、メキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、フィリピンとのEPA 大筋合意に至ったもの：スイスとのEPA 交渉中のもの：インド、オーストラリアとのEPA	（外務省） ・引き続き、投資協定及び投資章を含む経済連携協定について、経済財政改革の基本方針2008（平成20年6月閣議決定）に基づき取組を進めていく。	（外務省） ・投資協定に関する取組は以下のとおり。 平成20年10月以降に締結又は署名済みのもの：パプアニューギニア、コロンビアとの投資協定 平成23年11月現在、交渉中のもの：サウジアラビア、クウェート、アンゴラ、中国及び韓国、カザフスタン、ウクライナ、イラク、アルジェリアとの投資協定 ・経済連携協定（EPA）（投資章を含むもの）に関する取組は以下のとおり。 平成20年10月以降に締結又は署名済みのもの：スイス、インドとのEPA 平成23年11月現在、交渉中のもの：豪州、GCC、ASEAN(投資に関する規律)とのEPA	（外務省） ・投資協定やEPAの拡充に向けて各国との交渉を戦略的に促進。
⑦（技術、知的財産、基準、資格、土地利用関連整備等）						
No. 32	○科学技術基本計画及びイノベーション創出総合戦略に基づき、科学技術の戦略的重点化を図り、選定さ	内閣府、（文部科学省、経済産業省）	（内閣府） 世界最高水準の科学技術の実現に向け、第3期科学技術基本計画の推進を図っており、具体的には、総合科学技術会議に	（内閣府） 第3期基本計画とともに、長期戦略指針「イノベーション25」の着実な推進を図っていく。	（内閣府） 第3期科学技術基本計画（平成18～22年度）では、重点推進4分野、推進4分野と指定された8分野について、重点的な研究開発が推進され、多くの革新的な技術が創出された。平成23年度からの第4期科学技術基本計画（平成23年8	（内閣府） 新成長戦略の重点課題であるグリーンやライフの2大イノベーションを始め、課題解決のために重点化を図り、第4期科学技術基本計画に掲げられている重要施策の推進を図る。



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	れた重要なプロジェクトに対する厳正な評価を行うとともに、競争的資金の拡充・審査体制の抜本的な強化や産学官連携の強化等を着実に実施し、世界最高水準の科学技術に向けてその振興を図る。		<p>において、平成18年12月25日に「科学技術の振興及び成果の社会への還元に向けた制度改革について」を意見具申し、平成20年5月19日にフォローアップ結果を報告した。平成19年6月14日に、「競争的資金の拡充と制度改革の推進について」を提言した。</p> <p>また、イノベーション創出・促進のため、社会還元加速プロジェクトの推進を含む長期戦略指針「イノベーション25」を平成19年6月1日に閣議決定した。</p>		<p>月19日閣議決定)では、技術政策とイノベーション政策の一体的な推進を図るため、分野別の重点化から課題対応型の重点化へ転換した。平成24年度科学技術関係予算については、</p> <p>①震災からの復興、再生の実現、 ②グリーンイノベーション、 ③ライフイノベーション、 ④基礎研究と人材育成の強化</p> <p>に関する政策課題を科学技術重要施策アクションプランとして概算要求前に示し、課題解決のための各府省概算要求施策を誘導した。</p> <p>競争的資金制度の拡充に関しては、平成23年度予算額で4,514億円であり、制度の整理統合による効率化を図るとともに、競争的環境を醸成し研究活動を活性化させた。</p>	<p>競争的資金の使用ルール等の統一化及び簡素化・合理化に関する取組みを引き続き行っていく。</p>
No. 33	○海外企業と我が国の大学との産学連携	内閣府、文部科学	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・競争的資金の拡充については、平成21年度概算要求額で、対前年度比約693億円増の4,483億円を概算要求し、競争的環境を醸成し研究活動を活性化させた。</li> <li>・審査体制の抜本的な強化については、平成19年度より、競争的資金制度の各制度でプログラムディレクター・プログラムオフィサーを適切に配置するなど、公正で透明性の高い競争的資金の審査体制の整備を進めた。また、不合理な重複や過度の集中を排除し、研究費を効果的に配分するため、「府省共通研究開発管理システム」(e-Rad)を平成20年1月から前倒しして運用を開始した。</li> <li>・平成18年7月に、科学技術基本計画の分野別推進戦略を受けて分野別推進方策を策定し、国家基幹技術を始めとする戦略重点科学技術を推進。</li> </ul> <p>(経済産業省)</p> <p>イノベーションスーパーハイウェイ構想実現のため、産業活力再生法の改正にあわせて、産業技術力強化法を改正(平成19年4月27日成立、5月11日公布、8月6日施行)し、「技術経営力の強化」「国や大学の研究開発の成果の産業への移転の促進」についての規定を追加するとともに、NEDO法・産総研法を改正(平成19年4月27日成立、5月11日公布、8月6日施行)し、技術経営力の強化に関する業務を追加した。</p>	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成20年度以降も、世界最高水準の研究成果を創出するとともに、競争的な研究環境の形成に寄与する競争的資金の拡充を図る。</li> <li>・第3期科学技術基本計画等の方針を踏まえ、引き続き公正で透明性の高い審査体制の整備を図る。また、引き続き府省共通研究開発管理システムを着実に運用していく。</li> <li>・分野別推進方策に沿って戦略重点科学技術を推進。</li> </ul> <p>(経済産業省)</p> <p>我が国を世界最高のイノベーションセンターとして確立するため、研究から市場、市場から研究の双方向の流れを捉えて研究開発活動とビジネス活動を一体的に推進すること、異分野の融合を促進すること等を柱とする「イノベーションスーパーハイウェイ構想」の実現に向けた措置等の対応を進めていく。</p>	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3期科学技術基本計画期間(～平成22年度)においては、分野別推進方策に沿って戦略重点科学技術を推進。第4期科学技術基本計画期間(平成23年度～)においては、同計画に掲げられた重要課題の達成に向けた推進方策を議論。</li> <li>・資金配分の不合理な重複や過度の集中を避けるため、大学及び公的研究機関に研究者のエフォート管理の徹底を求めるとともに、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」を運用し、競争的資金を適切かつ効率的に執行している。</li> </ul> <p>(経済産業省)</p> <p>産業構造審議会研究開発小委員会において、今後の我が国の研究開発の在り方について審議を行い、新たな国家プロジェクト制度の創設について、本年8月に提言をとりまとめた。</p>	<p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合科学技術会議等における検討も踏まえ、重要課題の達成に向けた議論を行い、それに基づく施策を推進する。</li> <li>・引き続き府省共通研究開発管理システムを着実に運用し、効果的・効率的に研究資金配分を行うことで、優れた研究成果が創出される魅力的な研究環境を整備する。</li> <li>・第4期科学技術基本計画(平成23年8月19日閣議決定)を踏まえ、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金制度については、その効果的、効率的な運用等の観点から、基金化による研究の成果、効果を検証しつつ、必要な取組を推進することで、優れた研究成果が創出される魅力的な研究環境を整備する。</li> </ul> <p>(文部科学省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、「知財活用支援事業」において海外特許出</li> </ul>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。	
	活動を促進するため、積極的な海外出願も含めた知的財産戦略を構築し、大学等による海外特許出願経費の支援を充実するとともに、国際コーディネーター（仮称）の配置や国際渉外機能の強化等による国際産学連携・情報発信機能の向上や、契約に関わる国際法務機能の充実等、大学知財本部等の国際機能を強化する。	省、経済産業省	<p>において大学等に対する海外特許出願経費等の支援を実施（平成15年度～平成19年度4,500件）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年4月、「大学知的財産本部整備事業」において「国際的な産学官連携体制の整備」対象機関17件を選定し、国際知財人材の育成、海外における基本特許の戦略的な取得、国際法務機能や国際産学官連携・情報発信機能の強化等による海外企業からの受託研究の拡大等、大学知的財産本部の国際機能の強化に着手</li> <li>平成20年6月、「産学官連携戦略展開事業」（戦略展開プログラム）において「国際的な産学官連携活動の推進」の対象機関として16件を選定し、国際的に通用する知財人材の育成・確保、国際法務機能の強化と紛争予防、情報発信機能の強化など、大学等の主体的かつ多様な特色ある取組に対する支援を実施。（平成20年度予算：2,819百万円の内数）。</li> </ul>	<p>ター事業」において大学等に対する海外特許出願経費の支援を推進する。平成20年度は約1,000件の支援を実施予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、「産学官連携戦略展開事業」（戦略展開プログラム）において、国際的な産学官連携活動の強化など戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制整備や政策的な観点から積極的に促進すべき活動に対して支援を行う予定。</li> </ul>	<p>行した事業）」において、大学等に対する海外特許出願経費の支援を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「大学等産学官連携自立化促進プログラム（産学官連携戦略展開事業から移行した事業）」において、国際的な産学官連携活動の強化など戦略的な知的財産の創造・保護・活用を図る体制整備や政策的な観点から積極的に促進すべき活動に対して支援を実施。</li> </ul>	<p>願経費の支援を実施することにより、海外企業と我が国の大学等との産学連携活動の活発化が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き「大学等産学官連携自立化促進プログラム」において、大学知財本部等の国際的な産学官連携体制の強化を図ることにより、海外企業と我が国の大学等との産学連携活動の活発化が期待される。</li> </ul>	
		(経済産業省)	平成15年より、承認TLOが、大学の研究成果を民間事業者に移転するために行う海外特許出願に対して出願費用の支援を行っている。	(経済産業省)	平成15年度より承認TLOが大学の研究成果を民間事業者に移転するために行う海外特許出願に対して、出願費用の支援を実施し、平成22年度には承認TLOの海外特許出願件数は支援実施前の約5倍（1520件）に至った。（平成22年度で支援終了）	(経済産業省)	産学連携活動の効果や効率性を適切に評価する指標を策定する中で、海外特許出願も含めた国際的な産学連携活動の把握を検討する。
No. 34	○「世界特許システム」の構築に向け、実体法から審査実務、検索環境まで様々なレベルにおける特許制度の国際調和の推進や、特許審査ハイウェイの拡大など特許庁間の国際的審査ワークシェアリングの取組を進める。	経済産業省、外務省	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国特許商標庁(2006年7月)、英国知的財産庁(2007年7月)、ドイツ特許商標庁(2008年3月)、デンマーク特許商標庁(2008年7月)との間で特許審査ハイウェイ試行プログラムを開始。</li> <li>韓国知的財産庁(2007年4月)、米国特許商標庁(2008年1月)との間で、特許審査ハイウェイプログラムを本格実施。</li> </ul> <p>(外務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>停滞するWIPOにおける実体特許法条約の議論を前進させるため、日米欧三極を含む主要先進国による制度調和に関する会合を開催。2007年7月、同9月、2008年9月等の非公式会合や全体会合において検討。</li> </ul>	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>今後、対象国の拡大に向け、カナダ知的財産庁、欧州特許庁(EPO)との間で特許審査ハイウェイを実現すべく交渉を進めていく。</li> </ul> <p>(外務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>米国が先願主義移行に柔軟姿勢を示す中、欧州への働きかけを継続し、実体特許法条約の議論を主導する。</li> </ul>	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成20年以降、EPO、カナダ知的財産庁、中国国家知識産局(SIPO)を含め、計12ヶ国/機関との間で特許審査ハイウェイを開始。なお、SIPOとの間で特許審査ハイウェイを実施したのは日本特許庁が初めて。</li> <li>日本特許庁を含め8か国(日本、米国、英国、カナダ、オーストラリア、フィンランド、ロシア、スペイン)との間で、PPH申請の要件を緩和し、対象案件を拡大した「PPH MOTTAINAI」試行プログラムを2011年7月から開始。</li> </ul> <p>(外務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>先進国による制度調和に関する会合において定期的(毎年)に議論。</li> <li>本年6月、五大特許庁会合(日本、米国、中国、韓国、EPO)において、制度調和の議論を開始。</li> <li>本年7月、日、米、並びに欧州主要国(英、独、仏、デンマーク)及びEPOによる制度調和の議論を開始。</li> </ul>	<p>(経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ASEANなど、アジアを始めとする新興国へのPPH拡大を着実に進める。</li> <li>外国企業等が我が国で早期に権利を取得できる環境を整えることにより、対日投資促進に資する。</li> </ul> <p>(外務省、経済産業省)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>実務者レベルでの各国制度の比較分析を行い、五大特許庁会合を始めとしたあらゆる国際的なフォーラムにおいて制度調和の議論を主導する。</li> <li>外国企業等が我が国で円滑かつ高い予見性の下で権利を取得できる環境を整えることにより、対日投資促進に資する。</li> </ul>	

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
No. 35	○我が国での活動に製品、サービス、要員等の適合性評価の実施が必要な分野において、外国企業の進出を促進するため、両国の事情を勘案した上で相互承認を推進する。	関係府省庁	（総務省、経済産業省、外務省） ・平成18年9月にフィリピンとの間で電気製品の相互承認章を含む経済連携協定に署名。（発効時期未定。） ・平成19年11月にタイとの間で電気製品の相互承認章を含む経済連携協定が発効。 ・平成20年1月に、米国との間で「適合性評価手続の結果の相互承認に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」が発効。	（総務省、経済産業省） ・フィリピンとの間の経済連携協定が発効後、相互承認を実施。（協定発効時期未定） ・タイ、米国との間で相互承認を実施。	（総務省） ・平成23年8月にインドとの間でTBT章を含む経済連携協定が発効。	（総務省） ・インドとの間で小委員会を開催し、電気通信機器の相互承認制度導入の検討を含めた議論を実施予定。
No. 36	○製品・サービス等に関して国ごとに異なる規格・基準を統一化することにより、国際標準化を推進する。	関係府省庁	（経済産業省） ISO、IEC等の国際標準化機関に対して、日本から国際標準原案の提案に戦略的に取り組むこと等により、国際標準化を推進している。 なお、WTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）に従い、日本工業規格（JIS）の制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させている。	（経済産業省） 国際標準原案の提案については、引き続き戦略的に取り組んでいく。 また、日本工業規格（JIS）の制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させる。	（経済産業省） WTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）に従い、日本工業規格（JIS）の制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させており、整合化率は95.5%（平成21年3月）から96.5%（平成23年3月）に増加させるなど、積極的に取り組んでいる。	（経済産業省） 日本工業規格（JIS）の制定・改正を行う際に、関連する国際規格が存在する場合は、これに整合化させる。
No. 37	○土地を所有せずに、長期の土地利用を行う観点から、事業用借地権の存続期間を見直す。	法務省、国土交通省	（法務省、国土交通省） 事業用定期借地権の存続期間の上限の引上げの問題については、与党議員による検討が進められ、法務省及び国土交通省としても必要な協力を行ってきたところである。その検討の結果、上限を20年以下から50年未満に引き上げるべきであるとの結論に至り、当該引き上げを主旨とする「借地借家法の一部を改正する法律」が平成19年12月14日に可決・成立し、平成20年1月1日に施行され	（法務省、国土交通省） 事業用定期借地権制度の定着に向け、その普及・促進に努める。	（法務省、国土交通省） ・事業用定期借地権制度の定着に向け、その普及・促進に努める。	（法務省、国土交通省） ・事業用定期借地権の存続期間の見直しについては措置済み。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
No. 38	○不動産市場データベースの整備、国内外への情報発信、市場の信頼性向上や投資促進のための環境整備などの取組を推進する。（新規）	国土交通省	た。 （国土交通省） ・国内外への情報発信 平成20年9月、我が国不動産市場についての国内外への情報発信を目的とする不動産投資国際フォーラムが開催された。 ・市場の信頼性向上・投資促進のための環境整備 平成19年度より、地方における不動産証券化に関する講習会の支援や不動産証券化ファンド組成の社会実験を実施している。	（国土交通省） ・不動産市場データベースの整備 平成21年度より本格的に運用を開始する。 ・国内外への情報発信 平成21年度より国際会議等を通じた日本の不動産市場、都市開発に関する魅力の発信や英語による情報発信を行うことにより、総合的な投資促進等を実施する。 ・市場の信頼性向上・投資促進のための環境整備 平成21年度においても、地方における不動産証券化に関する講習会の支援や不動産証券化ファンド組成の社会実験を引き続き実施する。	（国土交通省） ・国内外への情報発信 国土交通省ホームページ（Land and Real Property in Japan）において土地に関する各種情報を英語表記により一元的に提供している。 また、平成21年2月より英語表記による不動産取引価格情報の検索サイト（Land General Information System）の公表を開始した。 ・市場の信頼性向上・投資促進のための環境整備 平成21年に地方における証券化に関する講演会を2回開催する等の支援を行い、不動産投資市場の活性化に努めた。 「投資家に信頼される不動産投資市場確立フォーラム」において、平成21年度に、Jリークの再編等の提言がなされ、合併円滑化のための制度改正を行った。平成22年度に、不動産の再生に向けた我が国不動産投資市場のあり方についての提言がとりまとめられた。 平成21年度に、Jリークへの資金供給を目的とする不動産市場安定化ファンドが創設された。 平成22年度に、「不動産投資市場戦略会議」において、官民の関係者が一体となって取り組むべき施策についての提言がとりまとめられた。 不動産投資市場の透明性向上、市場の活性化を図るため、平成20年度国交省委託調査結果に基づき、平成23年4月から東証住宅価格指数の試験配信が開始された。	（国土交通省） ・国内外への情報発信 土地に関する各種情報及び不動産取引価格情報について、ユーザーの利便性等に配慮しつつ、引き続き提供する情報の充実を努める。 また、国連等がとりまとめた不動産価格指数の作成方法に関する国際指針に合わせて、わが国における公的な不動産価格指数の整備・公表を平成24年度中に試験的に開始する。 ・市場の信頼性向上・投資促進のための環境整備 老朽化、遊休化した不動産ストックの再生への民間資金の活用や、公益的施設における不動産証券化手法の活用等のための方策について検討する。
⑧（その他税制・制度整備）						
No. 39	○法人実効税率の在り方を検討する。（新規）	関係省庁	（関係府省庁） 平成20年6月、「経済財政改革の基本方針2008」において、法人実効税率の在り方については、抜本的税制改革に併せて検討することとされた。	（関係府省庁） 「経済財政改革の基本方針2008」に基づき、法人実効税率の在り方の検討を行う。	（関係府省庁） 法人実効税率の5%引下げを盛り込んだ平成23年度税制改正法案は、現在、継続審議となっている。	—
No. 40	○独占禁止法の審判手続に係る規定について全面的な見直しを行う。（新規）	公正取引委員会	—	（公正取引委員会） 審判手続に係る規定の見直しについて、平成21年度中に検討を加え、所要の措置を講ずる。	（公正取引委員会） 審判制度の廃止等を内容とする独占禁止法改正法案を第174回通常国会に提出した（平成22年3月12日）。第179回臨時国会において衆議院経済産業委員会に付託されている（平成23年10月20日）。	（公正取引委員会） 法案が成立すれば本施策は実施済みとなり、追加的に実施予定の内容はない。
⑨（M&Aを通じた外資誘致の取組強化）						
No. 41	○対日投資の基本的手段であるM&Aを通じ、中小企業を含めた国内企業の事業の継続、再生、業績改善及び従業員の雇用確保、海外事業展開などに資するような外資誘致の取組を強化していく。（新規）	内閣府、経済産業省、ジェトロ	—	（内閣府） 平成20年度の地方対日投資会議において、中小企業を中心とした地元企業に対し、M&Aによる組織再編等について理解を深めるための講演を行い、普及啓蒙を進める。 （経済産業省・ジェトロ） 引き続き平成20年度においても直接投資に関する外資系企業の意識調査を実施するとともに、外国企業によるM&Aが中小企業を含めた国内の対象企業の事業再生、業績改善、従業員の雇用確保、海外事業展開などにつながった成功事例の収集及び周知を行う予定。	（内閣府） 平成20年度以降、毎年、地方対日投資会議を開催し、M&Aを含めた対日投資の意義について講演を行い、普及啓蒙を進めた。 （経済産業省・ジェトロ） ・平成20年度及び21年度に直接投資に関する外資系企業の意識調査（経済産業省による民間企業委託）を実施した。 ・外国企業によるM&Aが中小企業を含めた国内の対象企業の事業再生、業績改善、従業員の雇用確保、海外事業展開などにつながった成功事例の収集及び周知するため、ジェトロセンサー（月刊誌）に個別事例を連載した。	（内閣府） 引き続き、1年に1回以上、地方シンポジウムを開催し、M&Aを含めた対日投資の意義について講演を行い、普及啓蒙を進めていく。 （経済産業省・ジェトロ） 引き続き、外国企業によるM&A成功事例の収集及び周知を行う予定。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
				(ジェトロ) ジェトロネットワークを活用し、国内外のM&A支援機関等と連携を強化することで、M&Aを推進する体制を整備する。	(ジェトロ) ジェトロネットワークを活用し、国内外のM&A支援機関等と連携し、M&Aをフォローする体制を整備した。	(ジェトロ) 引き続き、M&Aをフォローする体制を整備する。
A-2) 公共サービス等の個別分野において、外国企業のノウハウ等を活用した生産性の向上や国民サービスの充実等に資する施策を推進する。						
①（公共サービス等）						
No. 42	○公共サービス分野における一層の民間活力の活用促進のため、外国企業にも活用しやすいPFI制度の活用環境の整備、市場化テスト制度の導入、水道事業等における第三者委託制度の周知、安心ハウス構想の推進等を実施する。	関係府省庁	(内閣府) ・PFI事業者選定における透明性・公平性確保等の観点から、以下の取組を行った。 ・平成18年11月、PFI事業者選定時における発注者と民間事業者の意思疎通をより円滑に行うための具体的方法等を明らかにした関係省庁連絡会議幹事会申合せをとりまとめ。 ・平成19年6月、民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）において、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」を改定。 ・平成19年11月、同委員会において、今後の検討課題をとりまとめた「PFI推進委員会報告—真の意味の官民のパートナーシップ（官民連携）実現に向けて—」を公表。より国際標準に即したルールを導入、透明度の高い事業プロセスの促進、契約の標準化等による海外企業にも活用しやすいPFI制度の活用環境の整備をはかる必要性について言及。 ・平成20年7月、民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）において、「VFM (Value For Money) に関するガイドライン」を改定。 ・平成19年6月、PFIに関する英語版のホームページを開設。	(内閣府) ・より活用しやすいPFI制度の構築のため、要求水準の明確化、契約書の標準化等の検討を行う。	(内閣府) ○「要求水準の明確化」について →「PFI事業契約との関連における業務要求水準書の基本的考え方」とりまとめ（平成21年4月3日公表）  ○「契約書の標準化」について →「PFI標準契約1（公用施設整備型・サービス購入型版）」とりまとめ（平成22年3月30日公表）  ・平成22年5月25日、民間資金等活用事業推進委員会（PFI推進委員会）において、今後の検討課題について「中間的とりまとめ」を公表した。  ○民間事業者選定手続の整備 ○民間事業者の参入意欲の向上 ○対象施設の拡大 ○公務員の民間出向の円滑化 ○コンセッション方式の導入 ○義務付け・枠付けの見直し ○地方公共団体への支援体制の拡充 ○情報公開の促進等  ・平成23年6月1日に公布されたPFI法改正法では、以下の点につき措置がなされた。  ○PFIの対象施設の拡大 ○民間事業者による提案制度の導入 ○公共施設等運営権制度の導入 ○民間企業者への公務員の派遣等について配慮 ○民間資金等活用事業推進会議の創設（会長：内閣総理大臣）等	(内閣府) PFI事業規模について、2020年までの11年間で、少なくとも約10兆円以上（民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する法律施行から2009年末までの11年間の事業規模累計約4.7兆円の2倍以上）の拡大を目指す（「新成長戦略」（平成22年6月18日閣議決定）46～47ページ）。
			(法務省) 入国管理局においては、公共サービス分野における一層の民間活力の活用促進のため、従来から取り組んでいる東京入国管理局のほか、平成18年度からは名古屋入国管理局、平成19年度からは大阪入国管理局においてもそれぞれ在留審査	(法務省) 民間委託等が可能な分野について、引き続き検討していく。	(法務省) ・競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づき、地方入国管理官署で実施している外国人在留総合インフォメーションセンターの運営業務及び地方入国管理局等の入国・在留手続の窓口業務について、市場化テストの対象として民間競争入札を実施、平成23年4月から両業務について、民間事業者による業務が行われている。 ( <a href="http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokuka">http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokuka</a> )	



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			窓口業務について民間委託を行っている。		nri06_00009.html)	
			<p>（厚生労働省、国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生施設等施設整備費補助金に係る補助対象事業のうち感染症指定医療機関について、平成16年度よりPFI手法により整備した事業につき補助対象としている。</li> <li>・ケアハウス等の整備におけるPFI方式の活用については、平成14年1月以降全国介護保険担当課長会議等で周知しており、東京都杉並区を始めとして全国8カ所において、ケアハウス等を設置し運営を開始している。</li> <li>・第三者委託制度水道事業等における第三者委託制度について、平成14年度よりホームページ等で周知を行っている。</li> </ul> <p>水道事業者及び水道用水供給事業者による、民間事業者への第三者委託実施件数及びPFI契約件数については、平成20年4月1日現在それぞれ268件及び6件を把握している。平成19年11月に、水道事業者及び水道用水供給事業者が第三者委託及びPFIの導入について検討する際に参考となる手引き書をそれぞれ公表した。また、平成20年6月、水道事業者等における民間活用を含む連携形態の比較検討に資するための手引き書を公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成17年度より、各種研修会等を通じ、安心ハウス構想の一形態である有料老人ホームや高齢者向け優良賃貸住宅の制度の周知を図っている。</li> </ul>	<p>（厚生労働省、国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、PFI手法により整備した感染症指定医療機関について、保健衛生施設等施設整備費補助金の補助対象としていく予定。</li> <li>・ケアハウス以外の老人関係施設も含め、PFI方式の活用について、取組状況の調査を行うなどして状況把握に努める。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ホームページや水道行政担当課長会議等において周知を行っていく。</li> <li>・今後とも、各種研修会等を通じ、安心ハウス構想の一形態である有料老人ホームや高齢者向け優良賃貸住宅の制度の周知を図る。</li> </ul>	<p>（厚生労働省、国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健衛生施設等施設整備費補助金に係る補助対象事業のうち感染症指定医療機関等について、平成16年度よりPFI手法により整備した事業につき補助対象としている。</li> <li>・水道事業等の第三者委託制度について、ホームページや各種会議等において周知を行うとともに、平成19年11月に策定した「第三者委託実施の手引き」を平成23年3月に改定した。</li> </ul> <p>また、広域化の推進や官民連携など地域の実情に応じた形態により、運営基盤を強化することを目的として、「水道分野における官民連携推進協議会」を平成22年度から開催している。</p> <p>なお、水道事業者等による第三者委託実施件数及びPFI契約件数については、それぞれ738件（平成22年4月現在）及び9件（平成23年9月現在）を把握している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケアハウス等の整備におけるPFI方式の活用については、東京都杉並区等10カ所においてPFI事業を導入済み（平成22年12月31日現在）。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心ハウス構想については、これまで、当該構想の一形態である有料老人ホーム等の制度について周知してきたところ。また、今般、高齢者向け優良賃貸住宅制度に替えて、高齢者の居住の安定確保に関する法律の改正においてサービス付き高齢者向け住宅の制度を創設したところであり、今後、高齢者の住まいの整備に向けて、当該制度の周知を図ることとしている。</li> </ul>	<p>（厚生労働省、国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、PFI手法により整備した感染症指定医療機関等について、保健衛生施設等施設整備費補助金の補助対象としていく予定。</li> <li>・水道事業等の第三者委託制度について、公共サービス分野における一層の民間活力の活用促進のため、引き続き、ホームページや各種会議等において周知を行っていく。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ケアハウス等の整備におけるPFI方式の活用について、状況把握に努める。</li> <li>・今後とも、各種機会を通じ、サービス付き高齢者向け住宅の制度の周知を図る。</li> </ul>
No. 43	○生産性の向上の観点から優れた海外サービス企業の進出を支援する。	ジェットロ、（関係府省庁）	（ジェットロ） ジェットロでは日本経済の活性化に資する優れた外国企業の日本進出への支援を継続している。平成18年4月から平成20年2月末時点の間に、サービス産業の企業60社が拠点を設立した。	（ジェットロ） ・今後についても、優れた外国サービス企業の日本進出支援を継続する。 ・平成20年度にサービス分野の外国企業の誘致を目的とする調査を実施する予定。	（ジェットロ） ジェットロでは日本経済の活性化に資する、サービス産業を含む優れた外国企業の日本進出への支援を継続している。平成20年10月から平成23年10月末までの間に、サービス産業の企業42社が拠点を設立した。	（ジェットロ） ・今後についても、優れた外国サービス企業の日本進出支援を継続する。とりわけ、外国企業からの関心が高く、また日本経済に与える波及効果が高いと考えられるサービス分野（例：健康・医療・福祉関連サービス、観光、大型小売等）に力を入れて支援を行う。
②（医薬品・医療機器）						
No. 44	○治験環境の一層の整備に向けて、「全国治験活性化3カ年計画」	厚生労働省	（厚生労働省） ・平成18年度に「全国治験活性化3カ年計画」のフォローア	-	（厚生労働省） ・治験・臨床研究の推進のための体制整備を実行するため、平成21年12月にグローバル臨床研究拠点、平成22年1月に	（厚生労働省） 平成23年8月より「新たな治験活性化5カ年計画」の進捗状況等を踏まえた検討を行い、平成24年度以降

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	画」のフォローアップを行うとともに、これを踏まえ、環境改善のための施策について検討する。		<p>ップを実施し、平成18年5月に公表した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「全国治験活性化3カ年計画」により、平成19年3月末日時点で、日本医師会治験促進センターにおける大規模治験ネットワークに1314医療機関が登録され、医師主導治験が12件13治験薬採択、8件9治験薬の治験届が提出された。さらに、治験コーディネーター（CRC）の養成（5,000人程度）、治験の普及啓発の推進等もあり、国内治験届出数は増加傾向にあり、一定の成果を得た。</li> <li>さらに、平成18年度に、治験環境について、現状把握を含めた検討を行い、平成19年3月に「新たな治験活性化5カ年計画」を策定した。</li> </ul>		<p>治験基盤整備事業（特定領域治験等連携基盤）、平成23年7月に早期・探索的臨床試験拠点を選定した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度までに6708名のCRCの養成研修を実施した。</li> <li>平成21年2月、GCP省令等の改正に伴い、治験に係る統一書式の改正を行った。</li> </ul>	<p>の臨床研究・治験活性化計画を検討中。</p>
No. 45	○平成19年3月に策定した「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、治験・臨床研究の推進のための施策を実施する。（新規）	厚生労働省	<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年5月、厚生労働省のホームページにある治験のページをリニューアルした。</li> <li>平成19年7月までに、治験・臨床研究の推進のための体制整備を実行するため、中核病院・拠点医療機関を選定した。</li> <li>平成19年8月より、中核病院・拠点医療機関等の連携を推進するための「治験中核病院・拠点医療機関等協議会」を実施している。</li> <li>平成19年9月よりCRCの養成等各種研修を実施した。</li> <li>平成20年3月より、保健医療科学院においてポータルサイトを開設した。</li> <li>平成19年12月、治験に係る書式統一を公表した。</li> </ul>	<p>（厚生労働省）</p> <p>「新たな治験活性化5カ年計画」に基づき、治験・臨床研究推進のための施策を引き続き実施する。</p>		
No. 46	○独立行政法人医薬品医療機器総合機構における治験相談、承認審査への対応を一層充実するため、業務の効率化、外部人材の活用等を通じた運用改善、体制強化を行う。	厚生労働省	<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成19年7月27日に、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書がとりまとめられた。</li> <li>平成19年3月、（独）医薬品医療機器総合機構（総合機構）の中期目標及び中期計画を変更し、審査人員の大幅な増員など治験相談・承認審査体制の充実強化を図ることとした。</li> <li>「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書を受けて、平成19年9月に総合機構の運営評議会において議論をし、民間出身者の審査業務への活用に関する就業規</li> </ul>	<p>（厚生労働省）</p> <p>「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書、総合機構の改正中期計画に基づき、引き続き承認審査業務の運用改善、体制強化を推進する。</p>	<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>高度な専門性を有する優秀な審査員を計画的に増員し、承認審査業務の体制強化に取り組んでいる。（平成23年4月1日現在において、新薬審査増員計画236人中186人増員、機器審査増員計画69人中38人増員）</li> <li>また、医療機器審査業務の体制強化を図るため、平成23年11月に医療機器審査第三部を創設し、二部体制から三部体制に強化したところである。</li> <li>平成23年11月現在、7大学と連携大学院協定を締結するとともに、国立高度専門医療研究センター、国立病院、大学等との人事交流を行い、臨床担当の人材確保を進めている。</li> </ul>	<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>引き続き、高度な専門性を有する優秀な審査員を計画的に増員し、承認審査業務の体制強化を図る。</li> <li>連携大学院協定や、国立高度専門医療研究センター、国立病院、大学等との人事交流を進めることにより、外部人材の有効活用の取組みを進める。</li> </ul>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			則の見直しを行い、10月から適用している。			
No. 47	○薬事法における医療機器に係る外国製造業者の認定に関して、認定を受けることを要する製造業者の範囲や認定申請の際に要する提出資料の内容について、安全性の確保を前提として、個人情報保護にも配慮しつつ事業者にとっての予見可能性をさらに高めるために、運用基準を明確化するなど手続の透明性の向上を図り、平成20年度に進捗状況を公表する。	厚生労働省	（厚生労働省） 製造所の責任者として必要な情報や構造設備に関する書類等の解釈を示した平成18年7月27日付けの質疑応答集に加えて、平成19年3月に薬事法施行規則の改正を行い、英文を併記した様式に改めるとともに、申請者が法人である場合、麻薬等の中毒者であるかにかんする医師の診断書に代え、当該事項を疎明する書類の提出を認める等の変更を行った。また、企業の吸収合併等による認定申請に関する迅速な取扱い等について平成19年6月19日付け通知「外国製造業者の認定申請の取扱い等について」により示している。	（厚生労働省） これまでに講じた措置を踏まえ、平成20年度に進捗状況を公表する予定。	（厚生労働省） これまでに講じた措置については、「医療機器の薬事規制に関する定期意見交換会」（平成21年6月17日実施）等の医療機器業界との意見交換の場において示しているところ。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構（PMDA）において、外国製造業者の認定申請の審査期間の短縮（従前6か月程度から2か月程度に短縮）を実現しているほか、PMDAのwebサイトにおいて、外国製造業者の業者コードの公表（平成22年4月）及び認定更新申請の状況の公表（平成23年7月）を実施し、外国製造業者及び外国製造業者の製造する医療機器を国内で承認申請する医療機器製造販売業者の利便の向上をはかっている。	（厚生労働省） 引き続き、医療機器業界等との意見交換により具体的な要望を把握し、医療機器の品質及び安全性の確保に留意しつつ、検討を行う予定。
No. 48	○新たな医療機器、特に低リスクの医療機器を市場に導入する際、当該医療機器の具体的な承認審査又は認証審査の手続、必要な関係書類等に係る予見可能性を高めるため、医療機器の一般的名称（JMDN）のリストの運用に係る基準を示す。	厚生労働省	（厚生労働省） 医療機器の一般的名称（JMDN）のリストの運用に係る基準を示す取組の一貫として、平成19年度より、現行リストの運用上の課題について、関係業界に照会している。また、一般的名称に係る課題を整理し、JMDNのリストの見直しの方向性を議論するための研究を、厚生労働科学研究費により平成19年度より採択し、検討している。	（厚生労働省） 関係業界の協力を得て明確化した現行リストの運用上の課題について、厚生労働科学研究費補助金によるJMDNのリストの見直しの研究成果も踏まえつつ、検討を行う予定。	（厚生労働省） 厚生労働科学研究費補助金による研究の結果、JMDNのリストの見直しの素案として階層構造を有する分類体系が提案された。この研究成果も踏まえつつ、現行のJMDNリストの運用上の課題について検討している。	（厚生労働省） 引き続き、医療機器業界等との意見交換も踏まえ、JMDNリストの運用上の具体的な課題について検討し、医療機器の品質及び安全性の確保に留意しつつ、課題解決に向けた検討を行う。
No. 49	○医療機器の審査迅速化アクションプログラムを平成20年秋中に策定し、早期に実行に移す。（新規）	厚生労働省、内閣官房、総務省	（厚生労働省） 審査迅速化アクションプログラムの策定に向け、関係府省及び産業界との協議を進めているところ。	（厚生労働省） ・審査体制の拡充及び研修の充実による質の向上 ・新医療機器・改良医療機器・後発医療機器3トラック審査制の導入 ・審査基準の明確化 ・標準的審査期間の設定 などを内容とする審査迅速化アクションプログラムを平成20年秋中に策定する。	（厚生労働省） 「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」（平成20年12月）に基づき、平成25年度までの5年間で、PMDAの医療機器の審査人員の増員（35名→104名）、新医療機器、改良医療機器、後発医療機器も3トラック制の導入（平成23年度から実施）、審査基準の明確化等、審査期間短縮に向けた取組を実施しているところ。	（厚生労働省） 平成25年度末に新医療機器については承認までの期間を19ヶ月短縮（申請前12ヶ月、申請後7ヶ月）すること等を目指す。また、年2回定期的に官民による会合を開催し、「医療機器の審査迅速化アクションプログラム」の進捗状況のレビューを行う。
No. 50	○最先端の再生医療、医薬品・医療機器の開発・実用化を促進するため、研究資金の特例や規制を担当する部局との並行協議など試行的に行う「先端医療開発特区」（スーパー特区）を創設し、実	内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省	（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省） ・本年7月25日、「先端医療開発特区」（スーパー特区）の公募を開始。 ・同年9月12日、公募を締め切り、143件の応募を受けた。	（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省） ・研究者又は研究グループから成る複合体の応募課題について審査を行い11月中にも20件程度を採択予定。 ・採択課題は、関係4府省大臣及び有識者により構成された「健康研究推進会議」において決定予	（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省） ・平成20年11月18日、「先端医療開発特区」（スーパー特区）の24件の課題を採択。 ・以降、関係4府省において特区課題を推進。  （厚生労働省） ・平成20年11月18日、「先端医療開発特区」（スーパー特区）の24件の課題を採択。 ・以降、関係4府省において特区課題を推進。（内閣府作成）	（内閣府、文部科学省、厚生労働省、経済産業省） ・本特区は、来年度をもって終了予定。その後、関係4府省において効果を確認する。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	施する。（新規）			定。		
No. 51	○国際共同治験データについて、安全性を担保しつつ、その活用を促進する。	厚生労働省	（厚生労働省） ・平成19年7月27日に、「有効で安全な医薬品を迅速に提供するための検討会」報告書がとりまとめられた。（再掲） ・国際共同治験の実施やそのデータを承認申請資料とすることを推進するよう、国際共同治験の実施に当たっての留意事項等からなる基本的な考え方について、平成19年9月に通知を发出し、（独）医薬品医療機器総合機構のホームページ等で公表した。（平成20年度より前倒しして実施した。）	（厚生労働省） 引き続きホームページを通じた情報提供を行う予定。	（厚生労働省） ・第1回日中韓保健大臣会合（平成19年開催）の合意に基づき、平成20年より日中韓薬事関係局長級会合等が開催され、国際共同治験を含めた臨床試験に関する日中韓の共同研究・検討を進めてきた。 ・APECでの規制調和の活動において、医薬品の多地域共同臨床試験（MRCT）の推進活動を実施してきた。この一環で、平成23年11月に、MRCTワークショップを東京で開催した。	（厚生労働省） 引き続き、日中韓での協力の枠組みとともにAPECの枠組みのもとで、国際共同治験に関する取組を行う予定。 国際共同治験の実施において、地域連携とともに、対日投資促進にも寄与すると理解。
③（食品）						
No. 52	○食品添加物に関する審査の進捗状況の適切な公表等により、透明性及び予見性を向上させる。	厚生労働省	（厚生労働省） ・国が主体的に検討を進めることとしている国際汎用添加物46品目については、平成20年10月1日現在、36品目については食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼しており、このうち25品目について審査を終了し、使用を認めた。 ・また、在京大使館に対する審査の進捗状況の公表を定期的に行っている。	（厚生労働省） 引き続き、国際汎用添加物46品目の使用を認めるための検討を進めていくとともに審査の進捗状況等について、定期的な公表を行っていく。	（厚生労働省） 国が主体的に検討を進めることとしている国際汎用添加物46品目（既に指定済みであることが確認された1品目を除き現在45品目）については、平成23年11月21日現在、45品目については食品安全委員会へ食品健康影響評価を依頼しており、このうち30品目について審査を終了し、使用を認めた。 また、在京大使館に対する審査の進捗状況の公表を定期的に行っている。	（厚生労働省） 引き続き、国際汎用添加物46品目の使用を認めるための検討を進めていくとともに審査の進捗状況等について、定期的な公表を行っていく。
④（教育関連サービス）						
No. 53	○外国大学日本校が専修学校・各種学校となることを希望する場合には、設置認可に係る権限を都道府県が有していることや、日本校の経済的基盤等の状況を踏まえながら、設置基準の趣旨等に関して必要な助言を行う。	文部科学省	（文部科学省） 専修学校等となることを希望している外国大学日本校や関係の都道府県に対して、必要な助言・説明を行っている。	（文部科学省） 引き続き、必要な助言・説明を行っていく。	（文部科学省） 都道府県から相談があった際に必要な助言・説明を行った。	（文部科学省） 引き続き必要な助言・説明を行っていく。
⑤（法律関連サービス）						
No. 54	○司法制度改革推進計画を踏まえ、平成22年頃には、司法試験合格者数を年間3000人程度とすることを旨とするとともに、司法修習生の増加を踏まえて、研修体制を一層整備し、質の高い法曹人材の育成を進める。	法務省	（法務省） ・司法試験委員会は、司法試験の合格者数を、平成14年には1183人、平成16年には1483人とするなど、着実に増加させてきた。平成18年から5年間新旧司法試験が併行実施されるが、司法試験委員会は、平成18年の新司法試験の合格者数を1009人、旧司法試験の合格者数を549人とし、平成19年の新司法試験の合格者数を1,851人、旧司法試験の合格者数を248人とした。 ・平成19年6月、司法試験委	（法務省） 今後も、司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画等の趣旨にのっとり、「平成22年ころには、司法試験合格者数を年間3,000人程度とする」との目標達成に向け、引き続き司法試験合格者数の在り方等について検討する。	（法務省） 平成20年10月以降、現在までに6300人以上が司法試験に合格した。法曹人口は、平成23年4月1日現在で3万5000人を超え、平成20年度から毎年約2000人のペースで増加している。	（法務省） 今後も、司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画等の趣旨にのっとり、質・量ともに豊かな法曹の育成に努めるべく、法曹の養成に関するフォーラム等において検討する。質・量ともに豊かな法曹の育成により、対日投資を促進する質の高い法律サービスの提供が期待される。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			員会は、平成20年以降の新旧司法試験合格者数の概数につき、新司法試験については、平成20年は2,100人ないし2,500人程度、平成21年は2,500人ないし2,900人程度、平成22年は2,900人ないし3,000人程度、旧司法試験については、平成20年は200人程度、平成21年には100人程度、平成22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とすることを明らかにし、平成20年の新司法試験の合格者数を2,065人とした。			
⑥（新たな重点セクター）						
No. 55	○新たなセクター別の重点戦略を選定する。（新規）	内閣府、ジェトロ	-	（内閣府） 対日投資促進のための重点セクターを選定し、アクションプログラムを順次策定する。	（内閣府） 「新成長戦略」（平成22年6月閣議決定）において「ヒト・モノ・カネの流れ倍増」を掲げ「観光立国」の推進を図るなど、「グリーンイノベーション」「ライフイノベーション」等について工程表を作成し推進することとした。	（内閣府） 引き続き、新成長戦略に基づき、取組を進めていく。  （ジェトロ） 知的集積度の高い産業分野であるライフサイエンス分野、情報通信分野、エネルギー・環境分野等の高付加価値分野など、経済波及効果の高い分野の外国企業の誘致に重点的に取組むことにより、重点案件に対する支援企業数を年平均600社以上とする。
B 行政手続きの見直し						
B-1) 外国企業・投資家が投資関連情報を円滑に得られるように、情報提供の充実や手続きの簡素化等を進める。						
①（投資に関する情報提供）						
No. 56	○ジェトロや関係省庁の「対日直接投資総合案内窓口」において、会社設立、合併・買収、工場・店舗設立等に係る各種の投資手続の情報に加え、市場情報、企業情報も含めた投資関連情報を提供する。	全関係府省庁、ジェトロ	（全関係府省庁） 対日直接投資総合案内窓口において、外国企業から寄せられた問い合わせに対応し、適宜情報提供を行った。  （ジェトロ） 関係府省庁と連携しながら、外国企業からの許認可をはじめとする各種情報や、会社設立に関連する、多様な投資関連情報に関する情報照会を実施しているところ。平成18年4月～平成20年9月末時点の間に68件の問い合わせがあり、企業側の要望に対応した。	（全関係府省庁） 引き続き、対日直接投資促進のため、ジェトロとも連携しつつ情報提供を行っていく。  （ジェトロ） 今後もジェトロでは同様の支援を通じて、企業の円滑な対日投資の実現に寄与する。	（環境省） 環境省ホームページに対日直接投資のコンテンツを設け、対日直接投資関連の問い合わせに対応している。  （ジェトロ） 関係府省庁と連携しながら、外国企業からの許認可をはじめとする各種情報や、会社設立に関連する、多様な投資関連情報に関する情報照会を実施しているところ。平成20年10月～平成23年11月21日まで間に28件の問い合わせがあり、企業側の要望に対応した。	（環境省） 引き続き、省内各部署・ジェトロとも連携しながらホームページ等を通じて情報を提供していく。これにより、企業の円滑な対日投資の実現が期待される。  （ジェトロ） 今後もジェトロでは同様の支援を通じて、企業の円滑な対日投資の実現に寄与する。
No. 57	○関係府省庁は、ホームページ等を通じて投資に関連する情報の英語による提供を充実させるとともに、ジェトロにおいては英語以外の外国語も含めた情報提供、サービスを強化する。また、「翻訳整備計画」に基づき、約200本の法令についての英語訳の整備を進める等、	内閣官房、全関係府省庁（外務省）、ジェトロ	（内閣官房） ・翻訳整備計画に基づき法令を翻訳し、順次内閣官房HPで公開している。平成20年10月時点において、約150本の法令についての英語訳を公開中である。 ・平成19年4月に、標準対訳辞書の改訂版（平成19年度版）、平成20年3月に、改訂版（平成20年度版）を完成させ、内閣官房HPで公開中である。また、翻訳整備計画を再改定し、平成20年度までの3か年で約	（内閣官房） ・翻訳整備計画については、これに基づく翻訳作業を進め、平成20年度までに約300本の法令についての英語訳の整備を進める。	（内閣官房） 「法令外国語訳推進のための基盤整備に関する関係省庁連絡会議」において翻訳整備計画を進め、日本法令外国語訳データベースシステムにおいて公表している。	（内閣官房） 引き続き、翻訳整備計画を策定し、これに基づいた取組を進めていく。



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	海外への周知を図る。		300本の法令についての英語訳の整備を進めることとした。			
			(内閣府) 平成12年度より、対日直接投資に関するホームページにおいて、投資に関する情報を英語にて提供している。	(内閣府) 平成20年度以降も、対日直接投資に関するホームページにおいて、英語版の投資関連情報を充実させる。	(内閣府) 引き続き、対日直接投資に関するホームページにおいて、投資に関する情報を英語にて提供している。	(内閣府) 引き続き、対日直接投資に関するホームページにおいて、英語版の投資関連情報を充実させていく。
			(外務省) 外務省ホームページで関連情報を提供している。在外公館のホームページからもリンクしている。	(外務省) 順次アップデートを行うとともに、ホームページの改善を図る。	(外務省) 外務省ホームページで関連情報を提供している。在外公館のホームページからもリンクしている。	(外務省) 順次アップデートを行うとともに、ホームページの改善を図る。
			—	(外務省) 順次アップデートを行うとともに、ホームページの改善を図る。	(経済産業省) 経産省ホームページで、アジア拠点化施策に関する情報を英語にて提供している。	(経済産業省) 順次アップデートを行い、英文情報を充実させる。
			(ジェットロ) 外国企業の円滑な情報収集を可能にするため、ウェブページの利用者の利便性の向上に向けた改善を進めている。具体的には、利用者の声を参考にウェブページのレイアウトを改善するとともに、英語、仏語、独語に加え、平成18年9月末に中国語、韓国語の基本情報サイトを新たに開設した。 また、情報が不足がちである、地域でのビジネスチャンスを紹介するため、英語と日本語で運営する地域進出支援ナビにウェブ利用者と地域の投資誘致担当者をつなぐ「投資情報コンシェルジュ」と「パートナー候補企業情報」のコーナーを加え、平成19年10月末にリニューアルした。	(ジェットロ) 利用者の利便性向上につながる改善に引き続き努めていく。地域進出支援ナビについて、デザイン変更を行うほか、英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語でも基本情報サイトを平成20年12月に開設する予定。（再掲）	(ジェットロ) ・外国企業の円滑な情報収集を可能にするため、ジェットロのウェブサイトにて英語、仏語、独語、中国語（繁体字/簡体字）、韓国語、日本語の対日投資サイトを開設している。 ・ジェットロのウェブサイト上に引き続き「地域進出支援ナビ」を設置、各地方自治体の誘致を推進する産業とその産業や研究機関の集積、地域のインフラやインセンティブの魅力、投資エキスパート人材情報、既進出外国企業情報等を提供している。平成20年12月に英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語でサイトを開設（平成23年度より英日のみ）。また、利用者の利便性を高める措置として、平成23年度よりデータ比較機能等を追加した。（再掲）	(ジェットロ) ・ジェットロのウェブサイト内で各地方自治体の投資環境を紹介するページを引き続き運営することにより、地域への外資誘致の実現に寄与する。（再掲）
No. 58	○APEC 投資円滑化行動計画（IFAP）に基づき、産業界と連携の上、投資関連政策における透明性促進、投資手続効率性・有効性の向上、投資政策レビュー方法の確立等を推進する。（新規）	外務省、経済産業省	(外務省、経済産業省) 平成20年6月、APECにおいて計画を策定。現在、同行動計画の実施を確保する狙いで、実施進捗状況の測定・報告手法を検討中。 (経済産業省) 平成20年8月、投資環境改善の成功要因を各国・地域が共有するためのAPECセミナーをペルー・リマにて実施。	(外務省、経済産業省) 同行動計画の記載事項につき、我が国の対処を要する案件を実施していく。	(外務省) 平成23年11月、APECにおいてIFAPの下での作業を推進するための長期的枠組みを確立。また、IFAPの実施において達成された進捗を確実に示すための具体的計画も策定された。	(外務省) 同行動計画の記載事項につき、我が国の対処を要する案件を実施していく。
	②（手続きの簡素化、電子化）				—	—
No. 59	○「オンライン利用促進のための行動計画」等の着実な実施を通じて、手続きの簡素化・電子化を一層推進する。	関係府省庁	(関係府省庁) 平成19年3月に、「オンライン利用促進のための行動計画」を改定し、手続きの簡素化に資する新たな措置等を盛り込み、19年度は各府省においてその計	(関係府省庁) 「2010年度までにオンライン利用率50%以上を達成する」とするIT新改革戦略の目標を達成するため、改定された本行動計画の着実な実施等を通じて、目標実	(関係府省庁) 「オンライン利用促進のための行動計画」に基づいた取組を進めた。	—

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			画に基づき添付資料の省略や認証・署名の見直し等を実施した。	現に向けた取組を一層強化していく。		
	B-2) 投資家が疑義を有する法令等の解釈を明確化する事前照会手続、意見公募手続の活用の一層の促進等により、投資家の予見性を高める。					
No. 60	○事前照会手続（ノーアクションレター制度）の一層の活用に向けて、手続の活用状況を把握し、必要に応じて、活用促進に係る課題への対応を検討する。また、ジェットロにおいて、必要に応じて対日投資を検討中の企業のニーズをくみ取り、それら企業に対して事前照会手続を支援する。	総務省、関係府省庁、ジェットロ	（総務省） ・平成19年6月に改正した「行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）」の実施状況を把握するため、平成19年度におけるノーアクションレター制度の実施状況調査を実施。  （ジェットロ） 同制度の一層の活用に資するべく、ジェットロが開設している対日投資ウェブサイトにてノーアクションレターの作成手順、制度を採用している府省庁名等の情報を掲載し、外国企業への普及・啓蒙を実施中。	（総務省） ・平成19年度におけるノーアクションレター制度調査の年内の結果公表を目指し、取りまとめ作業を行う。 ・平成21年度以降も「日本版ノーアクションレター制度」の実施状況を把握するため実施状況調査を実施し、調査結果を公表する予定。  （ジェットロ） ジェットロ IBSC パンフレット等、他の広報媒体を利用し、外国企業へ引き続き普及・啓蒙を図る予定。	（総務省） ・平成19年6月に改正した「行政機関による法令適用事前確認手続（日本版ノーアクションレター制度）」の実施状況を把握するため、平成19年度におけるノーアクションレター制度の実施状況調査を実施し、その結果を平成20年11月21日に公表した。 ・平成20年度における実施状況の調査について、その結果を平成21年12月25日に公表した。  （ジェットロ） 同制度の一層の活用に資するべく、ジェットロが開設している対日投資ウェブサイトにてノーアクションレターの情報を掲載し、外国企業への普及を実施中。	（総務省） ・今後も「法令適用事前確認手続の実施状況調査」として実施し、調査結果を公表する予定。  （ジェットロ） 引き続きウェブサイト等を通じた普及を行う。
No. 61	○国税に関する事前照会への迅速な文書回答に努める。（新規）	財務省	（財務省） 本年3月、事務運営指針を改正し、「原則3か月以内の極力早期」（従来は原則3か月以内）に回答するよう努めることとして、本年4月から実施している。また、本年7月に担当者を増員するなど体制を強化した。	（財務省） 増員等の効果を踏まえつつ、引き続き迅速な処理に取り組んでいく。	（財務省） 左記のとおり、早期処理を図るため体制を強化した結果、平成22年度の3か月以内処理割合が98.1%（平成19年度88.3%）となり、迅速な文書回答を行うことができた。 また、平成23年3月、事務運営指針を改正し、おおむね1か月以内に、それまでの検討状況から見た文書回答の可能性及び処理の時期の見通し等について、事前照会者に対し口頭で示すこととし、本年4月から実施している。	（財務省） 引き続き迅速な処理に取り組んでいくことにより、投資家の予見性を高める効果が期待できる。
No. 62	○意見公募手続の一層の活用に向けて、その実施状況を把握するなど、制度の普及・徹底を図る。	全関係府省庁	（総務省） 平成18年4月から実施されている行政手続法に基づく意見公募手続の実施状況を把握するため施行状況調査を実施し、その結果を本年8月26日に公表した。	（総務省） →来年度以降も行政手続法に基づく意見公募手続の実施状況を把握するため施行状況調査を実施し、調査結果を公表する予定。	（総務省） ・平成21年度における行政手続法に基づく意見公募手続の実施状況を把握するため施行状況調査を実施し、その結果を平成22年12月24日に公表した。（※「行政手続法の施行状況に関する調査」の一部として実施。）	（総務省） ・今後も行政手続法に基づく意見公募手続の実施状況を把握するため施行状況調査を実施し、調査結果を公表する予定。
	B-3) 政府内での連携強化					
No. 63	○対日投資に関わる施策や事業に係るデータベースを作成し、政府内での情報共有を行う。	内閣府、全関係府省庁	（内閣府） 平成18年度に「直近の対日投資企業の動向に関する調査研究」を調査し、その結果を平成19年3月にインベスト・ジャパンのホームページ上の「対日直接投資データベース」に公開した。	（内閣府） 引き続き平成20年度においても対日投資企業の動向についての調査を実施し、結果をデータベースに掲載する等して、政府内での情報共有を行う。	（内閣府） 平成20年度に「直近の対日投資企業の動向に関する調査研究」を実施し、その結果をインベスト・ジャパンのホームページ上の「対日直接投資データベース」に公開した。	（内閣府） 引き続き、対日投資企業の動向についての調査を実施し結果をデータベースに掲載する等して、政府内での情報共有を行う。
No. 64	○観光立国推進戦略会議や、規制改革・民間開放推進会議、構造改革特区推進本部、地域再生本部及び総合科学技術会議等の関係機関と連携し、施策のより有効な実施を図る。	関係府省庁	（関係府省庁） 各会議等において決定等された措置事項については、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めている。	（関係府省庁） 各会議等において決定等された措置事項については、引き続き、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めている。	（内閣官房） 各会議等において決定等された措置事項については、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めている。	（内閣官房） 各会議等において決定等された措置事項については、引き続き、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めることとしている。
	B-4) 規制の在り方					

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
No. 65	○内外無差別原則の例外である外資規制の在り方について政府内での検討を包括的に進める。（新規）	内閣府、関係省庁	（内閣府） 内閣府において「外資規制の在り方の包括的検討に関する関係省庁連絡会議」を開催すべく、関係省庁及び有識者へのヒアリングを行った。	（内閣府） 内閣府が中心となり、平成20年度内に政府内での包括的検討を進める。	（内閣府） 関係省庁及び有識者へのヒアリングを行うなど、情報収集を行った。	—
No. 66	○規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化については、経済財政改革の基本方針2008を受け、規制改革担当大臣を中心に具体案の検討を進め、年内に結論を得る。（新規）	内閣府、総務省	（内閣府、総務省） 平成20年以内に結論を得るべく検討を行った。	（内閣府、総務省） 引き続き、平成20年以内に結論を得るべく検討を行う。	（内閣府、総務省） 平成20年12月の経済財政諮問会議において、内閣府（当時の規制改革担当大臣）が、法律案や省令、通達等の広範な規制案について、所管府省庁から規制案の具体的内容の提出を受け、事前チェックを行うべき旨の提言を行った。  ：参考 平成19年10月より、各行政機関が法律又は政令により規制の新設を行おうとする際には、事前評価の実施が義務付けられている。	（内閣府） 「規制・制度改革に関する分科会第一次報告書」（平成22年6月15日行政刷新会議報告）の前文において、規制・制度を新設する場合の審査を担う主体に係る課題が提示され、平成23年11月8日の「規制・制度改革に関する分科会」において、今後、規制全般についての見直しに向けた考え方を検討していくこととされた。
No. 67	○規制改革を一層推進する観点から、OECDにおける行政負荷調査の取組に積極的に参加する。（新規）	関係省庁（外務省）	（関係省庁） OECD 公共ガバナンス委員会及び同規制管理・改革作業部会に参加し、規制の指標化等の作業に貢献している。	（関係省庁） 引き続き、公共ガバナンス委員会及び規制管理・改革作業部会での作業に積極的に参加していく。	（外務省） OECD 公共ガバナンス委員会及び同規制管理・改革作業部会に参加し、規制の指標化等の作業に貢献している。	（外務省） 引き続き、公共ガバナンス委員会及び規制管理・改革作業部会での作業に積極的に参加していく。
No. 68	○観光立国推進戦略会議や、規制改革・民間開放推進会議、構造改革特区推進本部、地域再生本部及び総合科学技術会議等の関係機関と連携し、施策のより有効な実施を図る。（再掲）	関係府省庁	（関係府省庁） 各会議等において決定等された措置事項については、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めている。	（関係府省庁） 各会議等において決定等された措置事項については、引き続き、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めている。	（内閣官房） 各会議等において決定等された措置事項については、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めている。	（内閣官房） 各会議等において決定等された措置事項については、引き続き、関係機関との連携の上、適切に実施するよう努めることとしている。
C 生活環境整備						
C-1) 入国、在留関係の制度を改善する。（外国人の在留管理に関する諸問題や生活者としての外国人を取り巻く諸問題を踏まえた見直しを行う。）						
No. 69	○優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。（再掲）	法務省、関係府省庁（外務省）	（法務省） 優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れについては、第164回国会において可決・成立した出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律（平成18年5月24日法律第43号）において、構造改革特別区域法において在留資格に関する特例措置として規定されていた特定研究等活動及び特定情報処理活動等並びにこれに準ずる外国人教授の教育活動等を全国で実施するための規定の整備を行った（当該規定は同年11月24日施行）。（再掲）	（法務省） 引き続き、優れた外国人研究者・技術者等の高度人材の受け入れを拡大するとともに、現在専門的・技術的分野と評価されていない分野の受け入れについて、その問題点にも留意しつつ検討を行う。（再掲）	（法務省） ・改正入管法に基づく新しい在留管理制度の施行と併せて、在留期間の上限をこれまでの三年から最長五年に伸長することや、一年以内に再入国する場合の再入国許可手続を原則として不要とするみなし再入国許可制度の導入など外国人の利便性を向上するための措置を実施（平成24年7月頃施行予定）。（再掲）	（法務省） ・新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）に基づき、高度人材（現行の外国人受入れの範囲内にある者で、高度な資質・能力を有すると認められるもの）の受け入れを促進するため、高度人材に対しポイント制を活用した出入国管理上の優遇措置を講ずる制度を導入することを検討。（再掲）
		（文部科学省） ・平成17年度より、大学等の特色に応じた全学横断的な組織体制を整備し、大学等としての国際戦略を打ち立てながら、全学的、組織的な国際活動を支援するとともに、国際展開戦略の優れたモデルを開発する大学国際戦略本部強化事業を	（文部科学省） 左記の事業を継続し、研究環境の国際化、優れた外国人研究者の受け入れを推進。（再掲）	（文部科学省） 大学国際戦略本部強化事業については、採択された大学等研究機関において、具体的な数値目標等に基づいて戦略的な国際化を推進するとともに、必要な外部資金獲得のための組織体制を整備し、継続的な国際事業の実施につなげる取組等が行われ、大学等研究機関における国際展開戦略の優れたモデルを開発するという目的を果たしたため、平成21年度で終了。 また、外国人特別研究員事業については継続し、引き続き	（文部科学省） 外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に従事させることにより、我が国の研究環境の国際化推進を図るとともに、諸外国の研究者養成への寄与により、我が国のプレゼンスが高まり、対日投資促進にも好影響であることが期待される。	

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			<p>施している。（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人特別研究員事業において、諸外国の優秀な若手研究者を我が国の大学等に受け入れ、共同研究等に従事させることにより、我が国の研究環境の国際化推進を図るとともに、当該国の研究者養成に寄与している。（平成18年度採用実績：1,962人、平成19年度採用実績：1,818人）（再掲）</li> </ul>		<p>優れた外国人研究者の受け入れを推進。（平成20年度採用実績：1,582人、平成21年度採用実績：1,515人、平成22年度採用実績：1,413人）</p>	
			<p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等を行い、国内就職支援を実施。さらに、大学との連携を強化し、インターンシップや在学年数の早い段階からの集団的な就職ガイダンスを実施。また、外国人雇用サービスセンター等と一般の学生向けセンターが連携し、外国人留学生に対する積極的な就職支援を行うなど、留学生の国内就職を推進。（再掲）</li> <li>平成18年6月22日に、関係副大臣からなる「外国人労働者の問題に関するプロジェクトチーム」において、「外国人労働者の受け入れを巡る考え方のとりまとめ」を行った。（再掲）</li> </ul>	<p>（厚生労働省）</p> <p>引き続き外国人雇用サービスセンターの拠点機能の強化を図り、積極的な就職支援を通じて留学生の国内就職を推進するとともに、高度外国人材の更なる就職促進のためには、外国人の採用に対する企業の意識や労務管理の在り方を、グローバル化に対応したものに改革していくことが不可欠となっていることから、その適切な在り方について、産官学の関係者による検討を行いその成果を周知するほか、雇用対策法に基づき定められた外国人指針による、事業主への啓発指導を促進する。（再掲）</p>	<p>（厚生労働省）</p> <p>引き続き、外国人雇用サービスセンターを中心に、留学生に対する職業相談・紹介等や、インターンシップ、在学年数の早い段階からの集団的な就職ガイダンス等、国内就職支援を実施した。</p> <p>また、外国人労働者を受け入れる事業主に対しては、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」による積極的な啓発指導を行っており、魅力的な職場作りを推進しているところである。特に、毎年6月を「外国人労働者問題啓発月間」と位置づけ、事業主への啓発指導等を集中的に実施している。</p> <p>さらに、平成21年度・22年度は、企業における高度外国人材の活用促進のため、有識者や企業の人事担当者による検討会を設置し、検討結果を踏まえたマニュアルを作成し、周知啓発のためのフォーラムを開催した。（再掲）</p>	<p>（厚生労働省）</p> <p>引き続き、外国人雇用サービスセンターを中心に、インターンシップの実施等を通じて留学生の国内就職を支援する。</p> <p>また、左記において作成したマニュアルの普及啓発により、企業における活用に向けた具体的な環境整備を支援する。（再掲）</p>
			-	<p>（外務省）</p> <p>我が国の経済社会の活性化や一層の国際化、少子・高齢化など様々な観点を踏まえ、引き続き総合的に検討していく。</p>	-	<p>（外務省）</p> <p>我が国の経済社会の活性化や一層の国際化、少子・高齢化など様々な観点を踏まえ、引き続き総合的に検討していく。</p>
No. 70	○短期商用目的での外国人の我が国への円滑な入国のため、APEC ビジネス・トラベル・カードの活用を含めた環境整備を行う。	外務省	<p>（外務省）</p> <p>日本は平成15年4月1日から運用を開始。国内において平成20年8月末までに日本人ビジネスマンに対して、新規に3,086件交付し、外国人の事前審査については62,116件の回答を行った。</p>	<p>（外務省）</p> <p>我が国のビジネス関係者の申請に関して、今後も申請及び交付増加に向け、適正な広報を行う予定。</p>	<p>（外務省）</p> <p>ABTC制度の運用が開始されてから平成23年10月末までに日本人ビジネスマンに対し、新規に7,109件交付し、外国人の事前審査については、178,872件の承認を行った。外務省HPのトップページにもバナーを貼るなど広報に努めている。</p>	<p>（外務省）</p> <p>今年行われたAPECのPolicy Support Unit(PSU)の調査によれば、ABTCによって取引コストが38%削減されたことが報告されている。米国がABTC発行を開始するなどABTC制度の拡充により、ビジネスマンの移動が迅速化され、いっそうの対日投資が促進されることが期待される。</p>
No. 71	○実効性のある在留管理システムを構築するため、在留に係る情報を関係省庁が相互に照会し提供する仕組みをいかに整備するか、外国人登録法の見直しのありかた、受入れ機関にも報告義務を課すべきか等の論点について検討し、平成18年度内に結論を得る。	関係府省庁、外務省	<p>（関係府省庁）</p> <p>新たな外国人の在留管理制度の構築に関しては、「外国人の在留管理に関するワーキングチームの検討結果について（平成19年7月3日犯罪対策閣僚会議）」及び「規制改革推進のための3か年計画（改訂）（平成20年3月25日閣議決定）」では、関係省庁において具体的検討を進め、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出することとされた。</p>	<p>（法務省、関係府省庁）</p> <p>出入国管理政策懇談会の検討結果を踏まえ、実効性のある新たな外国人の在留管理制度の構築に向けて、平成21年通常国会までに関係法案を提出する。</p>	<p>（法務省）</p> <p>・「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年7月15日法律第79号）に基づき、我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人を対象に、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築することとした。（平成24年7月頃施行予定）</p> <p>（参考：<a href="http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html">http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/index.html</a>）</p>	-

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			（法務省） 平成19年2月に法務大臣の私的懇談会である出入国管理政策懇談会の下に在留管理専門部会を設置し、外国人の在留情報の把握や在留管理の在り方について検討を重ねてきたところ、当該検討結果について、平成20年3月に法務大臣に報告された。			
			（外務省） 外務省としては、「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」での議論に寄与するため、諸外国における取組の関連情報の提供を行っている。	（外務省） 「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」の場において、引き続き適切なインプットを行う。	（外務省） 「外国人の在留管理に関するワーキングチーム」は近年行われていないものの、外国人の在留管理に関連する情報を関係省庁と共有している。	（外務省） 引き続き関係省庁と緊密な連携を維持し、外国人の在留管理に関連する情報を関係省庁と共有していく。
			（厚生労働省） 外国人労働者を雇用する事業主が、外国人労働者の雇用状況を公共職業安定所長に届け出る制度（外国人雇用状況報告制度）の義務化を盛り込んだ改正雇用対策法が、平成19年の第166回国会において成立し、同年10月1日に施行された。	（厚生労働省） 左記の内容を盛り込んだ改正法が施行されており、引き続き制度の周知・啓発を図る。	（厚生労働省） 雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき積極的な事業主指導を行っている。	（厚生労働省） 引き続き、雇用対策法の規定に基づき、外国人の適正就労、雇用管理改善が図られるよう、「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき積極的な事業主指導を行う。
	C-2) インターナショナルスクールや外国大学日本校に関連する制度整備を通じて、外国人子弟の教育環境を整備する。					
No. 72	○外国大学日本校が専修学校・各種学校となることを希望する場合には、設置認可に係る権限を都道府県が有していることや、日本校の経済的基盤等の状況を踏まえながら、設置基準の趣旨等に関して必要な助言を行う。（再掲）	文部科学省	（文部科学省） 専修学校等となることを希望している外国大学日本校や関係の都道府県に対して、必要な助言・説明を行っている。（再掲）	（文部科学省） 引き続き、必要な助言・説明を行っていく。（再掲）	（文部科学省） 都道府県から相談があった際に必要な助言・説明を行った。	（文部科学省） 引き続き必要な助言・説明を行っていく。
	C-3) 外国人の医療への対応や、地域における多文化共生社会の構築に向けた取組等の環境整備を行う。					
No. 73	○在留外国人の医療の便宜を図るため、外国医師の受入要請に対して、適切に対応していく。	厚生労働省	（厚生労働省） 平成16年度に通知を発出し、外国の医師又は歯科医師の受入れにつき、相手国において我が国の医師又は歯科医師の受入れがない場合においても、一定の条件の下で受入れを行うことや、受入要請の際の手続の簡素化等を行った。	（厚生労働省） 今後、外国医師の受入要請があれば適切に対応していく予定。	（厚生労働省） 英国から英国人医師受入れの要請があり、平成20年に受け入れ人数を6名から7名へ増員し、これまで新たに2名を受け入れたところ。	（厚生労働省） 今後、外国医師の受入要請があれば適切に対応していく予定。
No. 74	○地域における多文化共生社会を構築するための指針として総務省が策定した「地域における多文化共生推進プラン」を踏まえ、平成18年度中に、全都道府県・政令指定都市における指針・計画等の策定の推進を	総務省	（総務省） ・平成18年度及び平成19年度において、「地域における多文化共生推進プラン」の普及を図るため、各地方ブロック毎の地域国際化連絡会議等を開催した。 ・平成19年度に実施した各地方ブロック毎の地域国際化連絡会議において指針・計画等の	（総務省） 平成20年度においても引き続き、地域国際化連絡会議等を開催し、「地域における多文化共生推進プラン」の普及を図る予定。	（総務省） 平成21～23年度においても地域国際化連絡会議の中で「地域における多文化共生推進プラン」の普及を図った。	（総務省） 今後も「地域における多文化共生推進プラン」の普及を図りたい。



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	図る。		策定状況を調査、平成19年10月にその結果を公表。			
No. 75	○市町村の取組を取集・紹介することにより、外国人が住みやすい生活環境づくりを行う。（新規）	総務省	（総務省） 地方公共団体等における多文化共生推進施策に関する事例集を作成中。	（総務省） 左記事例集を、総務省主催の都道府県国際担当課長会議において紹介の上、公表予定。	（総務省） 平成20年度に、「地方公共団体における多文化共生推進事例集」を作成し、総務省主催の都道府県国際担当課長会議にて紹介の上、地方公共団体の共同組織である財団法人自治体国際化協会HPにて公表した。 （参考：http://www.clair.or.jp/j/culture/index.html）	（総務省） 今後も作成した「地方公共団体における多文化共生推進事例集」の利用促進を図りたい。
No. 76	○外国人の医療、子弟の教育、地域住民との摩擦など、現に生じている生活者としての外国人の問題について、外国人労働者問題関係府省庁連絡会議において、現状の分析を行い、その解決に向けたコストの負担のあり方にも留意しつつ、総合的な対応策を平成18年内にまとめる。その際、日本語教育の充実、就学案内等による不就業児童生徒対策の強化、標識・各種表示等の外国語表記の拡大などについても、関係府省庁等の連携により検討する。	関係府省庁（外務省）	（関係府省庁） 「生活者としての外国人」問題については、外国人労働者問題関係省庁連絡会議において検討を行い、平成18年12月25日に、①外国人が暮らしやすい地域社会づくり、②外国人の子どもの教育の充実、③外国人の労働環境の改善、社会保険の加入促進等、④外国人の在留管理制度の見直し等を内容とする「生活者としての外国人」に関する総合的対応策を取りまとめた。 ※日本語教育の充実、就学案内等による不就業児童生徒対策の強化、標識・各種表示等の外国語表記の拡大についても対応。	（関係府省庁） 今後、この総合的対応策に基づき、各省庁において、緊密な連携・協力のもと、効果的な実施を図る。必要に応じて連絡会議を開催し、総合的対応策のフォローアップを行っていく。 （総務省、法務省） 「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）を踏まえ、すべての市町村が適法な在留外国人の正確な情報を把握し、住民行政の基礎とするための新たな台帳制度について、遅くとも平成21年通常国会までに関係法案を提出する。	（総務省） 外国人住民の利便の増進等を目的とし、外国人住民を住民基本台帳制度の対象とする「住民基本台帳法の一部を改正する法律」が、平成21年の第171回国会において成立し、平成24年7月までに施行される予定。  （法務省） ・「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」（平成21年7月15日法律第79号）に基づき、我が国に中長期間にわたり適法に在留する外国人を対象に、法務大臣が在留管理に必要な情報を継続的に把握する制度を構築することとした。（平成24年7月頃施行予定）（再掲）	—
			（外務省） 外務省としては、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」での議論に寄与するため、諸外国における取組の関連情報の提供を行っている。	（外務省） 「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」の場において、引き続き適切なインプットを行う。	（外務省） 平成21年度から実施されている「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」の成果等を、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」において情報提供した。	（外務省） 「外国人の受け入れと社会統合のための国際ワークショップ」の開催等を通じて在留外国人の諸問題について検討し、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」において引き続き情報提供を行っていく。
			（文部科学省） 在留する外国人が生活者として我が国の生活環境に円滑に適応するため、外国人児童生徒の母国政府との協議会の運営、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学促進等からなる外国人の生活環境適応加速プログラムを実施した。	（文部科学省） 引き続き、「外国人の生活環境適用加速プログラム」を継続し、在留外国人の日本の生活環境への適応を促進する。（平成21年度概算要求額は638百万円）	（文部科学省） 在留する外国人が生活者として我が国の生活環境に円滑に適応するため、外国人児童生徒の母国政府との協議会の運営、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学促進等を実施した。	（文部科学省） 外国人児童生徒の母国政府との協議会の運営、日本語教育の充実、外国人児童生徒の就学促進等を引き続き実施。
No. 77	○国際金融拠点機能強化を先行させる地域において、外国人が安心して生活する上で基盤となる医療・住宅・教育サービスの充実を図る観点から、外国語によるサービスが受けられる医療、保育施設、サービスアパートメント、インターナショナルスクールの整備を推進する。（新規）	内閣官房、金融庁、経済産業省	（内閣官房） 本年4月に地域活性化統合本部会合で、左記の取組を盛り込んだ「国際金融拠点機能強化プラン」が了承された。 本取組の着実な推進と進捗状況に関するフォローアップを行うために、関係地方公共団体、関係省庁、関係団体等から構成される「国際金融拠点フォーラム」を7月に発足した。	（内閣官房） 「国際金融拠点フォーラム」において、取組の着実な推進と進捗状況に関するフォローアップを行っていく。	（内閣官房） ○「国際金融拠点フォーラム（第2回）」（H21.5）を開催 ○具体的な取組状況 先行地域（「東京駅・有楽町駅周辺地域」及び「環状二号线新橋周辺・赤坂・六本木地域」）において、以下の取組を実施。 1 ビジネス環境の充実 ・都市再生特別地区制度を活用した都市再生事業を推進（大手町地区（B-1街区）、丸の内二丁目7地区） ・まちづくりの基本的方向を取りまとめ 2 外国人高度人材が安心して来日し、働き暮らすことのできる受入れ体制や生活・教育環境の充実 ・家事使用人の雇用主に係る要件の運用の明確化 ・都市再生特別地区制度を活用して国際医療サービス施設を導入（大手町地区（B-1街区））	（内閣官房） ○先行地域において、引続き都市再生特別地区制度等を活用した都市再生事業を推進していく。 ○本年4月の都市再生特別措置法の改正を受けて「特定都市再生緊急整備地域」を年内目途に指定予定。 ○人口・都市機能が集積したエリアにおける防災計画の策定等により防災機能を高め、都市の国際競争力強化を図るための新たな制度の枠組みの創設に向け、都市再生の推進に係る有識者ボードに防災WGを設置し検討を進めている。  こうした取組により、国際拠点機能を支える基盤の強化が図られる。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
					<ul style="list-style-type: none"> <li>「環境軸推進計画書～環2・晴海通り地区～」を策定</li> <li>3 国内人材の育成</li> <li>都市再生特別地区制度を活用して金融・教育交流センターを導入（大手町地区（B-1 街区））</li> <li>4 都市プロモーション・情報提供の促進</li> <li>都市再生特別地区制度を活用して総合ミュージアム、国際ビジネス・観光情報センターを導入（丸の内二丁目7 地区）</li> </ul> <p>○新成長戦略に「大都市の成長戦略の策定」が盛り込まれたのを受け、都市再生特別措置法に基づく都市再生基本方針を全面的に改訂し、金融分野も含めた大都市の国際競争力強化に向けて、「海外の高度人材を呼び込む質の高い生活環境の確保」等を盛り込んだ（H23.2）。</p> <p>○新成長戦略を踏まえ、金融分野も含め、都市の国際競争拠点の整備を進めるため、「特定都市再生緊急整備地域」制度の創設等を内容とする都市再生特別措置法の改正を行った（内閣官房、国土交通省共管）（H23.4）。</p> <p>（経済産業省） 通訳能力と医療の知識を有し、医療の国際化の取り組みにおいて重要な国際医療通訳の育成を目的とした事業を東京外国語大学に委託し、中国語、ロシア語、英語の3カ国語での講座設置、医療機関での通訳実習を行った。今後は民間の自主事業として同取り組みを継続、普及していく予定。</p>	
No.78	○国内にあるブラジル人学校等と地方自治体との関与状況等を含めたブラジル人学校の状況調査を行う。（新規）	文部科学省	（文部科学省） 委託調査研究事業として平成21年度概算要求中。	（文部科学省） ブラジル人学校等と地方自治体との関与状況について調査予定。	（文部科学省） 平成21、22年度に引き続き平成23年度についても調査を実施。	（文部科学省） 平成24年度も引き続き調査を行うため、概算要求中。
3 内外への積極的な広報						
A. 国民理解の一層の増進のための国内広報活動						
No.79	○地方対日投資会議等を活用し、自治体のトップ等自らが外国企業を誘致するコミットメントを明らかにするための場を提供する。また、外国企業誘致活動に積極的に取り組む地域自らが対日直接投資による具体的効果等の普及啓発活動に努め、対日直接投資の促進が地域発の全国的な運動となるよう国として積極的な支援を行う。	内閣府、経済産業省、ジェトロ	（内閣府、経済産業省、ジェトロ） 平成19年1月に、地方対日投資会議（グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ・シンポジウム）を名古屋市にて、平成19年9月に地方対日投資会議としてインベスト・ジャパンとビジット・ジャパンの共同シンポジウムを神戸にて開催した。	（内閣府、経済産業省、ジェトロ） 平成21年1月末～2月初めに地方対日投資会議を愛媛県松山市にて開催する。 平成20年度以降も、地方対日投資会議を開催する。	（内閣府、経済産業省、ジェトロ） 平成21年1月に愛媛県松山市、同年7月に北海道倶知安町、平成22年11月に沖縄県宮古島市にて地方対日投資会議を開催した。	（内閣府、経済産業省、ジェトロ） 引き続き、毎年1回以上の地方シンポジウムを開催していく。
			（経済産業省、ジェトロ） 平成18年7月、名古屋にて「GNI 経済シンポジウム」を開催した。 平成18年10月、「日米投資イニシアティブ」の一環として、「日米投資促進セミナー」を仙台、横浜で、平成19年9月に「日米投資交流セミナー」を大阪で開催した。（再掲）	（経済産業省、ジェトロ） 平成20年10月に、静岡で日米投資促進セミナーを開催。（再掲）	（経済産業省、ジェトロ） 日米投資イニシアティブセミナーを、平成20年10月に静岡で、平成21年10月に横浜で開催した。 「APEC Japan 2010」の開催に併せ、平成22年11月に千葉市で Asia-Pacific Green Tech Forum を開催した。	（経済産業省・ジェトロ） 今後も引き続き国内において広報活動を行う。
No.80	○外国企業による国内企業に対する M&A アレルギーを払拭するため、外国企業による M&A が国内の対象	内閣府、経済産業省、ジェトロ	（内閣府） 平成18年度に「直近の対日投資企業の動向に関する調査研究」を調査し、その結果を平成19年3月にインベスト・ジ	（内閣府） 引き続き平成20年度においても対日投資企業の動向についての調査を実施し、結果をデータベースに掲載する等して、政府内で	（内閣府） 平成20年度に「直近の対日投資企業の動向に関する調査研究」を実施し、その結果をインベスト・ジャパンのホームページ上の「対日直接投資データベース」に公開した。（再掲）	（内閣府） 引き続き、対日投資企業の動向についての調査を実施し結果をデータベースに掲載する等して、政府内での情報共有を行う。（再掲）

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	企業の事業再生、業績改善、従業員の雇用確保などにつながった事例を収集・紹介する。		ジャパンのホームページ上の「対日直接投資データベース」に公開した。（再掲）	の情報共有を行う。（再掲）		
			（経済産業省、ジェトロ） 平成18年度及び19年度に外資系企業を対象に、対日投資環境に対する評価や今後の対日投資戦略に関するアンケート調査（直接投資に関する外資系企業の意識調査）を実施し、公表した。	（経済産業省、ジェトロ） 引き続き平成20年度においても直接投資に関する外資系企業の意識調査を実施するとともに、外国企業によるM&Aが中小企業を含めた国内の対象企業の事業再生、業績改善、従業員の雇用確保につながった成功事例の収集及び周知を行う予定。	（経済産業省・ジェトロ） ・平成20年度及び21年度に直接投資に関する外資系企業の意識調査（経済産業省による民間企業委託）を実施した。（再掲） ・外国企業によるM&Aが中小企業を含めた国内の対象企業の事業再生、業績改善、従業員の雇用確保、海外事業展開などにつながった成功事例の収集及び周知するため、ジェトロセンサー（月刊誌）に個別事例を連載した。（再掲）	（経済産業省・ジェトロ） 引き続き、外国企業によるM&A成功事例の収集及び周知を行う予定。（再掲）
No. 81	○我が国における更なるM&A円滑化のため、情報や経験の蓄積、人材育成等のインフラ整備等について、民間による自主的な取組を促進させるとともに、普及・啓蒙を行う。（新規）	内閣府	—	（内閣府） 我が国における更なるM&A円滑化のため、情報や経験の蓄積、人材育成等のインフラ整備等について民間による自主的な取組を促進させるための方策を検討する。	（内閣府） ・我が国における更なるM&A円滑化のため、情報や経験の蓄積、人材育成等のインフラ整備等について民間による自主的な取組を促進させるための方策について情報収集等を行った。 ・対日投資促進広報DVDをシンポジウムにて放映し、各ジェトロ事務所及び在外公館にて対日投資セミナー開催時に放映を行うなどした。（再掲）	—
No. 82	○他国の統計の整備状況やIMF等の国際的な基準を踏まえつつ、直接投資のより正確な把握に向けて、直接投資関連統計のあり方について検討を行う。	財務省、（経済産業省）	（財務省、経済産業省） 平成19年5月公表の「本邦対外資産負債残高」では、以下を実施した。 - 直接投資残高の市場価格推計値を参考計数として公表 - 直接投資残高の報告義務が課せられていない者に係る直接投資に関する支払等のうち、現行の報告制度で把握可能なものを直接投資残高に反映。	—	—	（経済産業省） 「国際収支統計」以外の指標を使用して対内直接投資実績を評価している諸外国の事例を調査し、直接投資関連統計のあり方について検討する。
No. 83	○対内直接投資が自国経済に与えた影響等に関する客観的なデータを整備するため、諸外国における具体的投資成功事例、投資誘致効果、投資誘致体制等について調査を行う。	外務省、経済産業省、ジェトロ	（経済産業省、ジェトロ） ・平成17年度は、「諸外国における投資関連行政手続きに関する実態調査」及び「外国企業のM&Aによる対内直接投資の企業価値に与える影響実態調査」（定量調査編）を実施した。 ・平成18年度は、「外国企業のM&Aによる対内直接投資の企業価値に与える影響実態調査」（定性調査編）、「外資系企業R&D実態調査」を実施した。 ・平成19年度は、「アジアにおける世界主要企業の立地（集積）状況と企業誘致策に関する調査」、「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」を実施した。	（経済産業省、ジェトロ） 平成20年度以降も、引き続き各種必要な調査を行う予定。	（経済産業省、ジェトロ） ・平成20年度に観光分野とビジネス支援サービス産業における外国企業誘致のための調査を実施した。 ・平成21年度は、「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」を実施した。 ・平成23年度は、「欧米アジアの外国企業の対日投資関心度調査」を実施している。	（経済産業省、ジェトロ） 今後も、引き続き必要に応じて各種調査を行う予定。
No. 84	○対日投資を歓迎する姿勢を内外に示す方策につき、検討を進め早期に実施する。	内閣府	（内閣府） 内閣府において、対日投資促進のための広報DVDを作成しているところ。また、『対日直接	（内閣府） 対日投資促進広報DVDを平成20年10月にカナダ・トロントにて開催される「日加ビジネスシン	（内閣府） 対日投資促進広報DVDをシンポジウムにて放映し、各ジェトロ事務所及び在外公館にて対日投資セミナー開催時に放映を行うなどした。	（内閣府） 平成23年内に「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を策定し、このプログラムに基づき、対日投資を歓迎する姿勢を内外に示していく。

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
	(新規)		投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言』の英語版でのパンフレットを作成した。	ポジウム」をはじめとしたシンポジウムにて放映し、各ジェトロ事務所及び在外公館にて対日投資セミナー開催時に放映を行う予定。あわせて、『対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言』も配付し、日本市場の魅力をアピールする。		
B. 海外に対する広報活動						
No. 85	○我が国の投資歓迎姿勢を広くPRすべく、投資ミッションを派遣しつつ、閣僚級、自治体首長によるトップセールス活動を行う。また、大使や在外公館職員による海外での対日投資誘致のための恒常的なPR活動を実施する。	内閣府、外務省、経済産業省、ジェトロ	<p>(外務省) 関係各省庁及びジェトロからの要請も受け、在外公館を通じたPR活動や各国政府高官及び国際機関への働きかけを随時行っている。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) ・平成18年9月にロンドン、11月にシンガポール、サンフランシスコで対日投資シンポジウムを開催。平成19年には、6月に韓国 京畿道、10月にワシントン D.C.、マイアミ、11月にデュッセルドルフで対日投資シンポジウムを開催した。 (再掲) ・海外での対日投資シンポジウムや海外の主要経済新聞の特集時等にあわせて、広告を出稿するとともに、外国プレス向けの対日投資に係るプレスリリースや個別の情報提供を通じた記事化により、潜在的投資企業担当者の関心喚起を図った。</p>	<p>(外務省) 引き続き、関係各省庁及びジェトロからの要請も受け、在外公館を通じたPR活動や各国政府高官及び国際機関への働きかけを随時行っていく。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) ・平成20年10月にシカゴ、11月にロンドン、12月にパリで対日投資シンポジウムを開催する予定。(再掲) ・平成20年度も引き続き、海外でのイベントや主要新聞の特集に合わせて広告を出稿する予定。</p> <p>(経済産業省) ・中東等からの対日直接投資を増加させ、海外から所得を環流するためのセミナー・商談会を平成20年度中に開催し、双方関係者のマッチングの場を提供する予定。</p>	<p>(外務省) 関係各省庁及びジェトロからの要請も受け、在外公館を通じたPR活動や各国政府高官及び国際機関への働きかけを随時行っている。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) ・諸外国における対日投資PR等のため以下の通りシンポジウム・セミナーを開催した。 ◆平成20年度 ①米国(10月、シカゴ)、②カナダ(10月、トロント)、③英国(11月、ロンドン)、④フランス(12月、パリ) ◆平成21年度 ⑤ドイツ(4月、ハノーバー)、⑥カナダ(11月、トロント)、⑦ドイツ(12月、ミュンヘン)、⑧インド(12月、ムンバイ・ハイデラバード)、⑨台湾(12月、台中・台北)、⑩米国(2月、サンフランシスコ) ◆平成22年度 ⑪米国(2月、サンフランシスコ)、⑫タイ(3月、バンコク) ◆平成23年度 ⑬ドイツ(5月、デュッセルドルフ) ・適宜、海外でのイベントや主要新聞の特集に合わせて広告を出稿。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) ・中東等からの対日直接投資呼び込みのため、ミッション(不動産投資ファンド及びVC・PE等企業)を派遣し、海外から所得を環流するためのセミナー・商談会を開催した(ジェトロ受託)。 ◆平成20年度 サウジアラビア・UAE(3月、リヤド・アブダビ) ◆平成22年度 ①中国(1月、香港)、②サウジアラビア・バーレーン(1-2月、リヤド・マナマ)</p>	<p>(外務省) 引き続き、関係各省庁及びジェトロからの要請も受け、在外公館を通じたPR活動や各国政府高官及び国際機関への働きかけを随時行っていく。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) 今後も引き続き海外において広報活動を行う。</p>
No. 86	○閣僚、自治体首長によるトップセールス、企業誘致やビジネスパートナー作りのための「場」の提供の観点から、海外における大規模な対日投資セミナーを開催する。	外務省、経済産業省、ジェトロ	<p>(外務省) 関係各省庁及びジェトロからの要請も受け、可能な限り積極的に対応している。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) ジェトロ主催により、平成18年9月にロンドン、11月にシンガポール、サンフランシスコで対日投資シンポジウムを開催。平成19年には、6月に韓国 京畿道、10月にワシントン D.C.、マイアミ、11月にデュッセルド</p>	<p>(外務省) 引き続き、関係各省庁及びジェトロからの要請も受け、可能な限り積極的に対応していく。在外公館施設の有効活用の観点から、公邸・大使館事務所でのセミナー開催を一層慫慂する。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) 平成20年10月にシカゴ、11月にロンドン、12月にパリで対日投資シンポジウムを開催する予定。(再掲)</p>	<p>(外務省) 平成23年6月9日付で「地方の魅力発信プロジェクト」を立ち上げ、これまで主に都道府県、政令指定都市を対象としていた在外公館施設利用の制度を市区町村まで拡大した。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) ・諸外国における対日投資PR等のため以下の通りシンポジウム・セミナーを開催した。 ◆平成20年度 ①米国(10月、シカゴ)、②カナダ(10月、トロント)、③英国(11月、ロンドン)、④フランス(12月、パリ) ◆平成21年度 ⑤ドイツ(4月、ハノーバー)、⑥カナダ(11月、トロント)、</p>	<p>(外務省) 引き続き、地方自治体に対して「地方の魅力発信プロジェクト」の実施を働きかけてゆく。</p> <p>(経済産業省、ジェトロ) 今後も引き続き海外において広報活動を行う。(再掲)</p>

課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			ルフで対日投資シンポジウムを開催した。（再掲）		⑦ドイツ（12月、ミュンヘン）、⑧インド（12月、ムンバイ・ハイデラバード）、⑨台湾（12月、台中・台北）、⑩米国（2月、サンフランシスコ） ◆平成22年度 ⑪米国（2月、サンフランシスコ）、⑫タイ（3月、バンコク） ◆平成23年度 ⑬ドイツ（5月、デュッセルドルフ） （再掲）	
No. 87	○地域の投資関連情報（地域の産業集積、専門人材、企業、インフラ等の情報）を整備し、投資家が欲する内容に合わせ、情報をより充実させていく投資家志向のウェブサイト構築する。効率的かつ効果的な情報発信を実現するため、意欲のある自治体においては、首長のリーダーシップと連携の下で、広域連携で実施する。（再掲）	経済産業省、ジェトロ	（経済産業省、ジェトロ） 平成18年10月よりジェトロのウェブサイト上で、地域進出支援ナビを立ち上げ、賛同・協力している各地方自治体の誘致を推進する産業とその産業や研究機関の集積、地域のインフラやインセンティブの魅力、投資エキスパート人材情報、既進出外国企業情報を提供している。平成19年度は、地域進出支援ナビ上に自治体誘致担当者や産業分野のエキスパートを投資関連情報の総合案内役「投資情報コンシェルジュ」として顔写真入りで登録し、外国企業からの質問を一元的に受け付け回答する体制を築いた。また、自治体への質問をまとめたFAQも構築した。さらに、「パートナー候補企業情報」を提供するコーナーも加えた。（再掲）	（経済産業省、ジェトロ） 利用者の利便性向上につながる改善に引き続き努めていく。地域進出支援ナビについて、デザイン変更を行うほか、英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語でも基本情報サイトを平成20年12月に開設する予定。（再掲） ・平成20年度中に、「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）により、海外で開催される展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援する（※）。 ※①バイオテクニカ2008<ドイツ、10月、関西バイオブリッジ>、②第23回国際電子部品・コンポーネント・システム・アプリケーション専門見本市<ドイツ、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ>、③International Fancy Food and Confection Show NAAFT Winter 2009<米国、1月、埼玉・静岡>（再掲）	（経済産業省、ジェトロ） ・ジェトロのウェブサイト上に引き続き「地域進出支援ナビ」を設置、各地方自治体の誘致を推進する産業とその産業や研究機関の集積、地域のインフラやインセンティブの魅力、投資エキスパート人材情報、既進出外国企業情報等を提供している。平成20年12月に英語、日本語に加えて独語、仏語、中国語（繁体字、簡体字）、韓国語でサイトを開設（平成23年度より英日のみ）。また、利用者の利便性を高める措置として、平成23年度よりデータ比較機能等を追加した。（再掲） ・「外国企業誘致地域支援事業」（ジェトロ委託）により、海外で開催される以下の8展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援した。 ◆平成20年度 ①バイオテクニカ2008<ドイツ、10月、近畿地方>、②Electronica 2008<ドイツ、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（GNI）>、③International Fancy Food and Confection Show NAAFT Winter 2009<米国、1月、埼玉・静岡> ◆平成21年度 ④Productronica 2009<ドイツ、11月、岩手・宮城地域>、⑤International Fancy Food and Confection Show<米国、1月、埼玉・静岡>、⑥AGRITECHNICA 2009<ドイツ、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ（GNI）>、⑦MEDICA 2009<ドイツ、11月、関西広域連携>、⑧GLOBE 2010（カナダ、3月、北部九州） （再掲） ・平成22年度は、「広域連携地域支援事業」（民間企業委託）により、海外で開催される展示会への共同出展を通じ、広域連携による地域の誘致活動を支援した（※）。 ※①中国国際工業博覧会2010<中国（上海）、11月、グレーター・ナゴヤ・イニシアティブ協議会>、②Bio Europe 2010<ドイツ、11月、関西広域連携体>、③The 36th Winter Fancy Food Show(2011)<米国、1月、首都圏フード・イニシアティブ>（再掲）	（経済産業省・ジェトロ） ・ジェトロのウェブサイト内で各地方自治体の投資環境を紹介するページを引き続き運営することにより、地域への外資誘致の実現に寄与する。（再掲） ・平成23年度中に、「対内直接投資環境情報発信等推進事業」により、海外で開催されるカンファレンスや展示会等への共同出展を通じ、震災後の我が国のビジネス環境に関する正確な情報発信を行うとともに、我が国への外国企業誘致を促進する。 （再掲）
No. 88	○国際観光の推進、特に訪日外国人の旅行者の増大は国際理解の増進等に資するため、ビジット・ジャパン・キャンペーンと連携した海外でのPR活動を実施する。	内閣府、外務省、経済産業省、国土交通省、ジェトロ	（経済産業省、ジェトロ） ・平成19年9月には、神戸市・大阪市において開催された「第9回世界華商大会」を活用し、インベスト・ジャパン（内閣府）及びビジット・ジャパン・キャンペーン（近畿運輸局）事業の一環として日本・関西の魅力を発信し、海外からの対日投資及び観光需要の更なる拡大を図る双方事業「インベストジャパン／ビジットジャパンキャンペーン共同シンポジウム」を実施した。（再掲） ・平成19年11月、デュッセル	（経済産業省、ジェトロ） ・引き続きビジット・ジャパン・キャンペーンと連携した海外でのPR活動の展開を検討していく。 ・平成20年度中に観光分野の外国企業の誘致を目的とする調査を実施する予定。	（外務省） 「観光立国の推進」を経済外交の柱の一つに位置づけ、観光庁と緊密に連携しながら、在外公館を通じた我が国の魅力の発信など、訪日観光客の誘致に向け取り組んでいる。  （ジェトロ） ・海外で開催されるセミナー・シンポジウム等において、ビジット・ジャパン・キャンペーンのPR活動を実施。 ・平成20年度に観光分野の外国企業の誘致を目的とする調査を実施。	（外務省） 今後も引き続き、観光庁と緊密に連携しながら、在外公館を通じた我が国の魅力の発信など、訪日観光客の誘致に向け取り組んでいく予定。  （ジェトロ） 今後も引き続き海外においてPR活動を行う。



課題	今後実施すべき又は実施する措置	関係府省等	進捗状況（平成20年10月1日現在）	今後実施予定の内容（平成20年10月1日現在）	平成20年10月1日からの進捗状況（平成23年11月21日現在）	今後実施予定の内容（平成23年11月21日現在） ※2020年を見た際、対日投資促進に関し、どのような効果が期待されるかについても記載してください。
			ドルフにおいて、日本における世界遺産と地方の特産品をあわせて紹介し、日本の魅力を幅広くPRした。（再掲）			
No. 89	○外国の商工会議所等の活動に対し、情報提供等の協力を行う。	経済産業省、ジェトロ	（経済産業省、ジェトロ） ・外国大使館、関係機関等主催イベントの機会に、ジェトロの対日投資支援事業に関する広報を実施した。 ・広く関係者に情報提供を行うためのセミナーを平成18年度に2回開催し、平成19年度も1回開催した。	（経済産業省、ジェトロ） 既進出外資を含め日本でビジネスを行なう外国企業にとって関心の高いテーマでセミナー等を実施する。	（経済産業省、ジェトロ） ・外国大使館、関係機関等主催イベント、訪日ミッション訪問等の機会に、ジェトロの対日投資支援事業に関する広報を実施した。	（経済産業省、ジェトロ） 今後も引き続き広報活動を行う。
No. 90	○対日投資を歓迎する姿勢を内外に示す方策につき、検討を進め早期に実施する。（再掲）	内閣府	（内閣府） 内閣府において、対日投資促進のための広報DVDを作成しているところ。また、『対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言』の英語版でのパンフレットを作成した。（再掲）	（内閣府） 対日投資促進広報DVDを平成20年10月にカナダ・トロントにて開催される「日加ビジネスシンポジウム」をはじめとしたシンポジウムにて放映し、各ジェトロ事務所及び在外公館にて対日投資セミナー開催時に放映を行う予定。あわせて、『対日直接投資の抜本的な拡大に向けた5つの提言』も配付し、日本市場の魅力をアピールする。（再掲）	（内閣府） 対日投資促進広報DVDをシンポジウムにて放映し、各ジェトロ事務所及び在外公館にて対日投資セミナー開催時に放映を行うなどした。（再掲）	（内閣府） 平成23年内に「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」を策定し、このプログラムに基づき、対日投資を歓迎する姿勢を内外に示していく。（再掲）
No. 91	○我が国において行われるM&Aにつき、件数、金額等の現状の実態調査を行い、その結果を広く海外に向けて発信する。（新規）	内閣府、経済産業省、ジェトロ	—	（内閣府） 平成20年度より日本国内におけるM&Aにつき、件数、金額等の現状を年毎に調査し、その結果を広く海外に発信することにより、更なる対日投資の拡大に繋げる。	（経済産業省・ジェトロ） 平成20年度及び21年度に直接投資に関する外資系企業の意識調査（経済産業省による民間企業委託）を実施した。（再掲） 外国企業によるM&Aが中小企業を含めた国内の対象企業の事業再生、業績改善、従業員の雇用確保、海外事業展開などにつながった成功事例の収集及び周知するため、ジェトロセンサー（月刊誌）に個別事例を連載した。（再掲）	（経済産業省・ジェトロ） 引き続き、外国企業によるM&A成功事例の収集及び周知を行う予定。（再掲）